



秋田県公報

目 次

監査委員公告
監査結果の公表(一)

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第 1 号
平成 12 年秋田県告示第 298 号で告示された外部監査契約に関し、外部監査人から
監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第
252 条の 38 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成 13 年 2 月 23 日

秋田県監査委員 加 藤 義 康
秋田県監査委員 山 田 靖 男
秋田県監査委員 工 藤 昇
秋田県監査委員 天 野 進

購読料金 一月三千五百円
発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一號

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九號
株式会社松原印刷社
電話 〇八(862)八七六六 F 〇八(863)〇〇五
秋田市山王七丁目五番二十九號
松原繁雄

平成12年度

包括外部監査の結果報告書

I. 貸付金の管理状況について

II. 財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業
振興公社）の運営状況について

秋田県包括外部監査人 高井宏司

I. 貸付金の管理状況について

目 次

第1 監査の概要	
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査の対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 監査の方法	1
6. 監査の実施期間	2
第2 県の貸付金の総額	
1. 貸付金の分類	3
2. 貸付金集計の前提条件	3
3. 平成11年度末の貸付金残高	4
4. 延滞債権及び収入未済利息の総額	6
5. 延滞債権の延滞発生時期による分類	8
6. 延滞債権の回収可能性による分類	8
7. 監査の結果	10
第3 母子及び寡婦福祉資金	
1. 制度の概要	12
2. 貸付金の管理状況	14
3. 延滞債権の管理状況	15
4. 監査の結果	17
5. 監査の結果に添えて提出する意見	17
第4 農業改良資金	
1. 制度の概要	20
2. 貸付金の管理状況	21
3. 延滞債権の管理状況	23
4. 監査の結果	24
5. 監査の結果に添えて提出する意見	25
第5 沿岸漁業改善資金	
1. 制度の概要	27
2. 貸付金の管理状況	27
3. 延滞債権の有無及び管理状況	29
4. 監査の結果	29

5. 監査の結果に添えて提出する意見	30
第6 林業改善資金	
1. 制度の概要	31
2. 貸付金の管理状況	33
3. 延滞債権の管理状況	36
4. 監査の結果	39
5. 監査の結果に添えて提出する意見	40
第7 秋田県企業支援センターが行う中小企業者に対する貸付金	
1. 制度の概要	42
2. 貸付金の管理状況	45
3. 延滞債権の管理状況	47
4. 監査の結果	50
5. 監査の結果に添えて提出する意見	50
第8 秋田県社会福祉施設整備資金	
1. 制度の概要	52
2. 貸付金の管理状況	55
3. 監査の結果	55
第9 公的医療機関等設備整備資金	
1. 制度の概要	57
2. 延滞債権の管理状況	60
3. 監査の結果	60
4. 監査の結果に添えて提出する意見	60

報告書中の表の合計金額は、単位未満を切捨てて表示しているため、総計とその内訳が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

貸付金の管理状況について

3. 監査の対象期間

平成11年度（平成11年4月1日から平成12年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 事件を選定した理由

県が作成した「秋田県歳入歳出決算書及び附属書類」及び「財産に関する調書」などに基づき調査したところ、県の普通会計（企業会計を除く）における債権額は、平成11年度末現在64,281,780千円である。このうち貸付金は64,183,004千円であり、債権額の99.8パーセントを占めている。また、貸付金のうち、約定返済期限までに返済されず年度を越えて未納となった金額は、同調書によると1,136,553千円であり、貸付金の1.7パーセントに相当する。しかし、この金額は同調書に記載され顕在化した不良債権額であり、この他に潜在化している不良債権又は不良債権化するおそれのある債権の存在が考えられる。その有無、額は公表されている資料では不明であるが、現下の経済状況をみるとその存在を疑わざるを得ず、そうすると不良債権額は更に増加することになる。

相次ぐ金融機関の破綻により不良債権問題がクローズアップされ、地方自治体においても貸付金制度のディスクロズ（情報開示）は重大な関心事となっている。貸付・回収手続が法令、条例、規則、要綱、要領等定められた基準（以下「法令等定められた基準」という。）に従って執行されているかを監査し、今後の不良債権化を防止するとともに滞納額の縮減をはかることが必要であると考え当該事件を選定した。

5. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 県の実質的な貸付金の総額・不良債権の総額並びに各貸付金の概要はどのようなものか。
また、各貸付金の回収可能性に重大な問題はないか。
- ② 監査対象とした個別の貸付金は、「長期貸付金のうち不特定の事業者等に貸出されたものであり、かつ、不良債権又は不良債権化するおそれのある債権の存在が考えられるもの」という観点から下記の貸付金を選定した。

特別会計による長期貸付金	母子及び寡婦福祉資金
//	農業改良資金
//	沿岸漁業改善資金
//	林業改善資金
//	中小企業高度化資金
//	中小企業設備近代化資金
基金による長期貸付金	秋田県社会福祉施設整備資金
//	公的医療機関等設備整備資金

- ③ 監査対象とした個別の貸付金について、下記の視点で監査を実施した。
- ア. 貸付手続は、法令等定められた基準に準拠して適正になされているか。
 - イ. 貸付に関する証憑書類（契約書等）は、適切に整理保管されているか。
 - ウ. 回収手続（滞納整理を含む。）は、法令等定められた基準に準拠して適切になされているか。
 - エ. 不良債権は正しく把握・認識されているか。
 - オ. 不良債権に対する対応は、貸付先の状況に応じて適切、迅速に行われているか。

（2）主な監査手続

- ① 貸付金を所管する各課に対し調査票を送付し、回答を受けて、県の貸付金の総額を把握した。なお、調査票の回答の結果、検討を要すると思われる場合には追加資料を徴求し、問題点について調査を実施した。
- ② 個別に監査対象にした貸付金の監査を実施するにあたり、下記の手続を実施した。
 - ア. 法令等定められた基準を閲覧した。
 - イ. 予算執行・業務処理フロー・内部統制制度の整備運用状況を担当者への質問等により概括的に把握した。
 - ウ. 貸付金の交付・回収の事務について、証憑書類・関係帳票と照合し、手続の合規性を検証した。
 - エ. 貸付金の管理方法及び不良債権の管理・回収業務の状況を関係帳票、担当者への質問等により把握した。

6. 監査の実施期間

平成12年6月14日から平成13年2月6日まで

第2 県の貸付金の総額

1. 貸付金の分類

県の貸付金は、貸付を所管する部署によって以下のように分類される。

- ・ 一般会計からの貸付金
- ・ 特別会計からの貸付金
- ・ 基金からの貸付金

次に、貸付期間によって分類すると以下のとおりである。

- ・ 単年度貸付金……………貸付を行った年度内に返済され、年度末に貸付金残高がゼロとなる貸付金
- ・ 長期貸付金……………返済期間が1年を超え、分割返済される貸付金

2. 貸付金集計の前提条件

(1) 企業局への貸付金は、県の内部取引であるから貸付金に含めない。

(2) 修学資金貸付金は、修学修了後の一定の期間、金銭消費貸借契約書に定める勤務をした場合には返済を免除されるもので、補助金の性格を有するものであるから貸付金に含めない。なお、修学資金貸付金は下記の5件であり、平成11年度末の残高は644,884千円である。

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金
- ・ 理学療法士等修学資金貸付金
- ・ 歯科衛生士修学資金貸付金
- ・ 看護職員修学資金貸付金
- ・ 秋田県高校定時制及び通信制課程修学資金貸付金

(3) 単年度貸付金の大半は、平成11年度末一旦返済され、平成12年度の早い時期に同一の貸付先に再度貸付けられている。このような貸付金は、民間金融機関の手形貸付の書き換えと同質であり、かつ県がほぼ1年間財政負担を強いられているので、平成11年度末残高がゼロではあるが、貸付金残高に加えることとした。

なお、平成11年度末の単年度貸付金残高は、平成11年度の貸付額と平成12年度の貸付額のいずれか少ない金額とする。すなわち、平成12年度において平成11年度と同額以上貸付けしたか貸付けする予定の貸付金は、平成11年度貸付額を貸付金残高とする。また、平成12年度における貸付実績又は貸付予定額が平成11年度貸付額未満の場合は、平成12年度の貸付実績又は貸付予定額を貸付金残高とする。

(4) 収入未済額を貸付金残高に含める。

県は収入未済額を貸付金残高とは区分し、収入未済調書に記載して集計している。例えば、

平成11年度末の貸付金残高が1,000千円、うち100千円が平成11年度に返済期限が到来したが、未回収である場合には、期限未到来の貸付金残高として900千円、現年度収入未済額として100千円、というように区分して集計されている。

(5) 貸付金残高は平成12年3月31日現在のものである。したがって、出納整理期間中(平成12年4月1日から平成12年5月31日まで)に返済されたものであっても残高に含まれている。

<用語>

「収入未済額」は、「過年度収入未済額」と「現年度収入未済額」の合計額である。
 過年度収入未済額・・・平成10年度以前に返済期限が到来しているが、平成11年度末までに返済されていない貸付金
 現年度収入未済額・・・平成11年度に返済期限が到来しているが、平成11年度末までに返済されていない貸付金

3. 平成11年度末の貸付金残高

上記の分類方針に基づき集計した県の貸付金の平成11年度末残高は以下のとおりである。

(単位：千円)

単年度貸付金(一般会計)			
種類	残高	貸付先	所管課
秋田県物価対策資金	10,000	秋田県生活協同組合連合会	県民文化政策課
秋田県公害防止設備資金	6,200	秋田県信用保証協会	環境政策課
卸売市場近代化育成資金	60,000	金融機関	流通経済課
高品質葉たばこ生産促進資金	100,000	秋田県たばこ耕作組合	農産園芸課
肉用牛育種価早期判定緊急対策資金	100,000	秋田県畜産農業協同組合連合会	畜産課
森林組合事業振興資金	1,000,000	秋田県森林組合連合会	林業政策課
森林組合合併促進特別融資資金	200,000	//	//
秋田県林業公社運転資金	25,000	(財)秋田県林業公社	//
秋田県林業公社造林資金	4,534,813	//	//
木材産業等高度化推進資金	1,118,500	金融機関	木材産業課
きのこ生産振興対策資金	10,000	//	//
商店街活性化推進資金	133,562	//	産業経済政策課
中小企業事業円滑化資金	5,982,000	秋田県信用保証協会	//
中小企業経営改善資金	430,900	//	//
小規模事業振興資金	375,700	//	//
中小企業災害復旧資金	2,000	//	//
経営活性化支援特別資金	20,542,000	//	//

倒産関連中小企業資金	13,000	秋田県信用保証協会	産業経済政策課
秋田産業振興資金	699,000	//	//
起業者育成資金	403,000	//	//
特定地域中小企業特別融資資金	1,000	//	//
緊急経営支援特別資金	1,000	//	//
受注減対策特別資金	41,000	//	//
中小企業組織融資資金	500,000	秋田県中小企業団体中央会	//
県単機械類貸与資金	1,467,300	(財)あきた産業振興機構	商工業振興課
コスト削減対策機械類貸与資金	1,928,611	//	//
秋田県企業立地促進資金	3,114,017	金融機関	//
秋田県研究開発型起業者育成資金	12,241	//	//
秋田県観光レクリエーション設備整備資金	246,396	秋田県信用保証協会	観光課
秋田県物産振興会振興対策事業資金	117,000	(財)秋田県物産振興会	//
秋田県労働金庫貸付金	200,000	秋田県労働金庫	労働政策課
秋田県労働金庫貸付金(生活資金)	5,000	//	労働政策課
秋田県労働者信用基金協会育成資金	60,000	(財)秋田県労働者信用基金協会	//
秋田県勤労者住宅生活協同組合貸付金	150,000	秋田県労働金庫	//
秋田県勤労者福祉事業団貸付金	262,000	(財)秋田県勤労者福祉事業団	//
内職工賃立替資金	2,000	秋田県内職連絡協議会	//
秋田県住宅供給公社貸付金	1,556,690	秋田県住宅供給公社	建築住宅課
秋田県住宅建設資金	7,239,471	金融機関	建築住宅課
秋田県学校給食会貸付金	20,000	(財)秋田県学校給食会	保健体育課
計	52,669,401		
長期貸付金(一般会計)			
種類	残高	貸付先	所管課
農地管理公社貸付金	1,549,641	(財)秋田県農地管理公社	農業政策課
畜産経営自立化促進資金	2,036	畜産事業従事者	畜産課
県産材流通拡大促進資金	1,500,000	金融機関	木材産業課
地域中小小売商業活性化事業貸付金	1,600,000	(財)あきた産業振興機構	商工業振興課
中心市街地商業活性化推進事業基金造成資金	250,000	//	//
ビジネスサポートセンター設置資金	78,006	//	//
創造的中小企業創出支援事業資金	1,384,770	//	//
田沢湖高原リフト(株)無利子貸付金	429,500	田沢湖高原リフト(株)	観光課
土地開発公社貸付金	266	秋田県土地開発公社	建設交通政策課
秋田空港国際線専用棟建設事業費貸付金	1,692,000	秋田空港ターミナルビル(株)	建設交通政策課
秋田盛岡間新幹線直行特急化事業費貸付金	19,600,000	東日本旅客鉄道(株)	建設交通政策課
計	28,086,220		

長期貸付金（特別会計）			
種 類	残 高	貸 付 先	所 管 課
地域総合整備資金	10,062,047	事業者	地域振興課
市町村振興資金	11,331,611	県内市町村	市町村課
母子及び寡婦福祉資金	739,462	母子及び寡婦	子育て支援課
就農支援資金	38,400	(財)秋田県農地管理公社	農業政策課
農業改良資金	1,734,825	農業従事者	流通経済課
沿岸漁業改善資金	192,040	沿岸漁業従事者	水産漁港課
林業改善資金	367,549	林業従事者	林業政策課
中小企業高度化資金 (商業)	7,667,156	商業従事者他	商工業振興課
// (工業)	3,074,074	製造業者他	//
中小企業設備近代化資金 (設備近代化資金)	849,275	製造業者	//
// (設備貸与資金)	923,056	(財)あきた産業振興機構	//
計	36,979,499		
長期貸付金（基金）			
種 類	残 高	貸 付 先	所 管 課
秋田県社会福祉施設整備資金	738,478	社会福祉施設	長寿社会課
公的医療機関等設備整備資金	2,272,142	医療機関	医務薬事課
秋田県農業振興対策基金貸付金	9,408	農業従事者	流通経済課
森林整備担い手育成基金貸付金	4,000,000	(財)秋田県林業労働対策基金	林業政策課
林業開発基金	12,456,928	(財)秋田県林業公社	//
計	19,476,956		

貸付金合計	137,212,077 千円
-------	----------------

4. 延滞債権及び収入未済利息の総額

平成11年度末の実質的な延滞債権及び収入未済利息（延滞損害金を除く）は次のとおりである。

実質的な延滞債権及び収入未済利息の意義については、次ページの〈用語〉に記載したとおりである。県は、原則として、収入未済額を延滞債権として認識・分類しているが、収入未済額に係わる債権で平成12年度以降返済期限が到来する「期限未到来額」も収入未済額と同様回収不能となるおそれのある債権額であることから、本報告では、期限未到来額を含めて延滞債権とみなして集計している。すなわち、収入未済額と収入未済額に係わる期限未到来額の合計額を平成11年度末における実質的な延滞債権であるとみなしている。

なお、以後「設備近代化資金」は中小企業設備近代化資金のうち設備近代化資金をいい、設備貸与資金を含まない。

(単位：千円)

長期貸付金（一般会計）			
種 類	貸付金残高	うち実質的な 延滞債権	収入未済利息
畜産経営自立化促進資金	2,036	2,036	88
計	2,036	2,036	88
長期貸付金（特別会計）			
種 類	貸付金残高	うち実質的な 延滞債権	収入未済利息
母子及び寡婦福祉資金	739,462	31,646	248
農業改良資金	1,734,825	57,552	無利子
林業改善資金	367,549	51,153	無利子
中小企業高度化資金（商業）	7,667,156	312,496	17,017
〃（工業）	3,074,074	1,978,789	131,542
設備近代化資金	849,275	134,029	無利子
計	14,432,344	2,565,668	148,808
長期貸付金（基金）			
種 類	貸付金残高	うち実質的な 延滞債権	収入未済利息
公的医療機関等設備整備資金	2,272,142	83,744	1,939
秋田県農業振興対策基金	9,408	9,408	未定
計	2,281,550	93,153	1,939
種 類	貸付金残高	うち実質的な 延滞債権	収入未済利息
合 計	16,715,931	2,660,858	150,835

9件の貸付金に実質的な延滞債権が累積しており、その貸付金の総額は16,715,931千円であり、それらに含まれる実質的な延滞債権は2,660,858千円である。また、実質的な延滞債権に係わる収入未済利息は150,835千円である。なお、延滞債権・収入未済利息とも中小企業高度化資金及び設備近代化資金（無利息の資金であるため収入未済利息はない。）が大半を占めている。

<用語>

実質的な延滞債権……………収入未済額（過年度収入未済額及び現年度収入未済額） 並びにこれらの貸付金の約定返済期限未到来のもの 収入未済利息……………約定利息が年度末までに入金されなかったもの

5. 延滞債権の延滞発生時期による分類

実質的な延滞債権を過年度収入未済額、現年度収入未済額及び返済期限未到来額に分類すると下記のとおりである。

県が、一般的に延滞債権としている収入未済額は 1,147,700 千円（過年度分 953,073 千円と現年度分 194,626 千円の合計額）であるが、収入未済額に係わる期限未到来額を加えた実質的な延滞債権は 2,660,858 千円に増加する。

(単位：千円)

長期貸付金（一般会計）				
種 類	過年度収入 未済額	現年度収入 未済額	返済期限未 到来額	合 計
畜産経営自立化促進資金	2,036	0	0	2,036
計	2,036	0	0	2,036
長期貸付金（特別会計）				
種 類	過年度収入 未済額	現年度収入 未済額	返済期限 未到来額	合 計
母子及び寡婦福祉資金	8,048	2,241	21,356	31,646
農業改良資金	11,001	16,233	30,318	57,552
林業改善資金	21,312	10,130	19,711	51,153
中小企業高度化資金（商業）	191,619	10,288	110,589	312,496
〃（工業）	577,935	142,069	1,258,785	1,978,789
設備近代化資金	131,712	2,317	0	134,029
計	941,628	183,279	1,440,759	2,565,668
長期貸付金（基金）				
種 類	過年度収入 未済額	現年度収入 未済額	返済期限 未到来額	合 計
公的医療機関等設備整備資金	0	11,346	72,398	83,744
秋田県農業振興対策資金	9,408	0	0	9,408
計	9,408	11,346	72,398	93,153
種 類	過年度収入 未済額	現年度収入 未済額	返済期限 未到来額	合 計
合 計	953,073	194,626	1,513,158	2,660,858

6. 延滞債権の回収可能性による分類

実質的な延滞債権を回収可能性の観点から分類すると以下のとおりである。

なお、債権を4種類に分類した意義については、次ページ〈用語〉に記載している。

実質的な延滞債権のうち、回収が全く見込まれない回収不能債権は 159,098 千円であるが、

破綻債権 476,864 千円には、債務者や保証人が返済能力を全く失った場合や、死亡（相続人が相続放棄した場合）或いは行方不明によって回収不能に陥るおそれのある債権を含んでおり、そのような場合には回収不能債権はさらに増加することになる。

(単位：千円)

長期貸付金（一般会計）					
種 類	回収不能 債権	破綻債権	貸倒懸念 債権	要注意債権	合 計
畜産経営自立化促進資金	2,036	0	0	0	2,036
計	2,036	0	0	0	2,036
長期貸付金（特別会計）					
種 類	回収不能 債権	破綻債権	貸倒懸念 債権	要注意債権	合 計
母子及び寡婦福祉資金	4,224	9,593	2,165	15,664	31,646
農業改良資金	0	6,380	29,832	21,340	57,552
林業改善資金	7,988	2,485	10,800	29,880	51,153
中小企業高度化資金（商業）	0	192,974	117,187	2,334	312,496
// （工業）	74,383	109,461	1,794,944	0	1,978,789
設備近代化資金	70,465	62,817	0	747	134,029
計	157,061	383,711	1,954,929	69,965	2,565,668
長期貸付金（基金）					
種 類	回収不能 債権	破綻債権	貸倒懸念 債権	要注意債権	合 計
公的医療機関等設備整備資金	0	83,744	0	0	83,744
秋田県農業振興対策資金	0	9,408	0	0	9,408
計	0	93,153	0	0	93,153
種 類	回収不能 債権	破綻債権	貸倒懸念 債権	要注意債権	合 計
合 計	159,098	476,864	1,954,929	69,965	2,660,858

<用語>

(1) 回収不能債権

- ① 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権のうち、債務者、保証人からの徴求や担保財産の処分等、あらゆる回収手段を講じても回収不能と認められる債権

経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、たとえば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所

における取引停止処分等の事由が生じている債務者である。

実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者である。

- ② 上記の債権には、担保財産の換価額が強制執行の費用を超えないと認められる債権、及び債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められる債権を含む。
- ③ 債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用を求めたもの。

(2) 破綻債権

- ① 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権のうち、約定弁済が不可能となり債務の弁済に重大な問題が生じているため、返済条件、返済手続等を協議中であるが、現状では、債務者又は保証人からの長期分割回収や担保財産の処分による回収しか方法がなく、貸倒れが発生する可能性の高い債権
- ② 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権のうち、債務者又は保証人が長期分割弁済中であるが、債務者又は保証人の財政状態が更に悪化した場合には長期分割弁済にも支障を来し、貸倒れが発生する可能性の高い債権

(3) 貸倒懸念債権

経営破綻の状態には至っていないが、財政状態の悪化等によって延滞が発生しており、貸倒れの発生が懸念されるため、債権管理に注意を要する債権

(4) 要注意債権

一時的な延滞が発生したものの、既に延滞が解消された債権であるが、相手先の経営等の成り行きに注意を要する債権

7. 監査の結果

(1) 残高管理について

県の貸付金の管理は、一般的に歳出（貸付）・歳入（回収）に重点がおかれており、残高管理は若干手薄となっていると思われる。所管課ごとに各月末の貸付金残高が一見して把握できるような事務のシステムを作る必要がある。

貸借対照表を作成してトータルの財政状態を把握しようという地方自治体をめぐる流れに対応するためにも、残高管理に意を注ぐ必要がある。

(2) 不良債権の管理について

県は、一般的に収入未済額を延滞債権として不良債権の認識をしている。収入未済額に係わる期限未到来額を含めた債権を実質的な延滞債権と把握して、不良債権の管理を行うべきである。

(3) 不良債権の回収可能性による分類について

本報告では、不良債権を4分類している。債権の分類については、「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）並びに民間金融機関の債権分類に関する基準を参考としながら、県の債権管理の特殊性（ごく少額の回収でも、また、回収が超長期に及んだとしても、回収の可能性がわずかでも残っている場合には債権として計上することを要し、不納欠損処分手続、すなわち債権を帳簿上償却し以後請求権を放棄する手順をとることができない）を考慮して定めている。

県は、債権管理上最も合理的な基準を定め、不良債権に対して適切に対処する必要がある。

(4) 破綻債権について

破綻債権には、回収がごく少額、或いは回収が超長期に及ぶため、回収不能となるおそれの大きい債権を含んでおり、民間企業に適用される会計基準では、債権額から保全額を控除した金額の全額の償却を要する債権である。

破綻債権は、債務者の経済的な状態がさらに悪化した場合には、回収不能債権に移行せざるをえないものを包含しており、県の損害を最小限にとどめるよう特に注意を払わなければならない。

(5) 回収不能債権について

回収不能債権は、法律的にも、また実質的にも全く回収の不可能な債権である。このような債権は、秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）第389条の規定により、不納欠損処分をしなければならない。個々の回収不能債権について、内容を再度調査し、不納欠損処分の可否を検討しなければならない。

(6) 単年度貸付金について

県の平成11年度末の貸付金合計は137,212,077千円であり、うち52,669,401千円(38%)を単年度貸付金が占めている。単年度貸付金は平成11年度末に約定どおりすべて返済されているが、そのほとんどが平成12年度始めに同額貸付けられており、県の財政負担は固定化している。このため貸付先の財政状態が悪化した場合には、県が負担せざるを得ない事態も予想される。貸付先の経営状態を常に注視すると同時に、制度上定められた目的に従って資金が有効に利用されているか厳しくチェックし、単年度貸付が実質的な長期貸付金にならないよう留意する必要がある。

第3 母子及び寡婦福祉資金（子育て支援課）

1. 制度の概要

(1) 制度の目的

母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助成、及び子供の福祉を図るために無
 利子又は低利子で資金を貸付ける制度である。

(2) 根拠法令等

母子及び寡婦福祉法
 母子及び寡婦福祉法施行令
 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付基準

(3) 貸付及び返済条件等

国が必要な資金の3分の2を無利子で県に貸付け、県が必要な資金の3分の1を準備し、
 その合計を県の責任のもと無利子もしくは有利子で貸付ける。

償還方法……………3年～20年償還、 6ヶ月～1年据置

利率……………無利子又は年3%

(4) 貸付の種類

事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・医療
 介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金・児童扶養資金の計
 13資金である。

(5) 貸付金の推移

直近3年間の貸付金の推移は下記の表のとおりである。経済状況の影響を受けやすい母
 子家庭や寡婦に対する貸付額は、近年の経済の低迷による母子及び寡婦の経済環境の悪化に
 より全体的に増加傾向にある。なかでも、子供の高学歴化や職務の専門化が進んでいること
 から、修学資金及び就学支度資金の需要の増加が目立っている。

【貸付金の推移】

(単位：千円)

資金の種類	年度	平成10年度			平成11年度		
	平成9年度	貸付額	償還額	残高	貸付額	償還額	残高
事業開始資金	18,845	0	4,069	14,776	2,830	3,297	14,308
事業継続資金	5,843	2,110	1,142	6,811	4,740	1,283	10,267

修学資金	427,514	105,217	50,481	482,249	115,756	58,398	539,606
技能習得資金	2,022	802	423	2,400	2,538	386	4,551
修業資金	7,381	5,586	2,301	10,665	6,416	2,544	14,537
就職支度資金	2,922	2,350	1,200	4,072	3,170	850	6,392
医療介護資金	807	82	196	692	620	245	1,067
生活資金	7,585	3,007	1,326	9,266	6,082	1,720	13,627
住宅資金	54,833	10,150	19,748	45,234	6,300	15,195	36,339
転宅資金	266	0	84	182	230	92	319
就学支度資金	79,718	15,065	7,042	87,740	15,700	8,608	94,832
結婚資金	2,890	300	1,063	2,127	300	846	1,580
児童扶養資金	6	1,476	6	1,476	632	77	2,032
合計	610,637	146,146	89,088	667,695	165,314	93,548	739,462

次に平成11年度末の新規貸付件数並びに貸付残件数は下記の表のとおりである。貸付件数においても修学資金及び就学支度資金の需要が多い。

【平成11年度の新規貸付件数及び貸付残数】

資金の種類	新規貸付件数	貸付残数	資金の種類	新規貸付件数	貸付残数
事業開始資金	1件	8件	生活資金	15件	30件
事業継続資金	4	9	住宅資金	5	48
修学資金	257	589	転宅資金	1	2
技能習得資金	7	11	就学支度資金	61	350
修業資金	18	47	結婚資金	1	9
就職支度資金	10	27	児童扶養資金	7	9
医療介護資金	3	7	合計	390	1,146

(6) 事務処理の手続

貸付申請、貸付の実行、回収に至る事務処理の手続は以下のとおりである。

【貸付手続】

- ① 貸付申請者より貸付申請書を受領する。
- ② 貸付申請書受付簿に記載する。
- ③ 面接調査・実地調査を行う。
- ④ 福祉資金貸付申請調書を作成する。
- ⑤ 貸付審査会において貸付の適否を決定し、申請者へ通知する。
- ⑥ 申請者より借用証書並びに連帯保証人の誓約書を受領する。
- ⑦ 貸付金を交付し、資金貸付元帳を作成する。
- ⑧ 貸付後の指導及び調査を行う。

(注) ①～⑦は県福祉事務所長が行い、⑧は主として母子相談員が行う。

【回収手続】

- ① 第1回目の償還期日の到来する1ヶ月前に借主に対し償還についての指導を行う。
- ② 償還期日の到来する借主に対し納入通知書を送付する。
- ③ 出納機関より領収済通知書を受領し、貸付元帳の消込み処理を行う。
- ④ 償還完了者に対し借用証書を返還する。

(注) ①～④は県福祉事務所長が行う。

【延納者に対する回収手続】

- ① 納入期限を経過した未償還金について、債権管理簿を作成・記載する。
- ② 納入期限を経過した未償還金について、納入期限後20日以内に督促状を発行する。
- ③ 連帯借主（未成年者である場合を除く）及び連帯保証人に対し延納の状況を知らせ、協力を求める。
- ④ 長期にわたり滞納している者については、その生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、未納額についての納入計画を立てさせる。
- ⑤ 債権の保全に努めたもののやむをえない事由により償還金の時効が完成し、時効の援用を申し立てた場合は不納欠損の手続を行う。

(注) ①～④は県福祉事務所長が行い、⑤は県児童福祉課長が行う。

2. 貸付金の管理状況

下記の表のとおり、秋田県の収入未済割合は1～2%で推移し、他の都道府県との比較においてもかなり上位に位置していることから（収入未済割合の推移を見る限り平成11年度の順位もかなり上位に位置すると思われる）、貸付金の管理状態は極めて良好であると思われる。要因として、母子相談員が足繁く借主を訪問し、且つ、熟練の相談員が多いため借主と母子相談員の良好な人間関係をもとに借主が返済に積極的に応じることがあげられる。

事業開始資金及び事業継続資金については毎年収入未済割合の水準が高い。要因としては、1人の借主に対する貸付金額が大きく、更に、償還期間が他の資金とほぼ同年数であるため、1ヶ月当たりの償還額が他の資金に比べて非常に多額となり、約定返済が困難になるケースが発生することがあげられる。

【収入未済額及び収入未済割合の過去3年間の推移】

(単位：千円)

年度 資金の種類	平成9年度			平成10年度			平成11年度		
	貸付金 残高	収入 未済額	収入未 済割合	貸付金 残高	収入 未済額	収入未 済割合	貸付金 残高	収入 未済額	収入未 済割合
事業開始資金	18,845	4,180	22%	14,776	4,255	29%	14,308	3,988	28%
事業継続資金	5,843	2,258	38%	6,811	2,105	31%	10,267	1,739	17%
修学資金	427,514	2,009	0%	482,249	2,474	1%	539,606	3,215	1%
技能習得資金	2,022	0	0%	2,400	0	0%	4,551	18	0%

修業資金	7,381	58	1%	10,665	71	1%	14,537	39	0%
就職支度資金	2,922	0	0%	4,072	0	0%	6,392	12	0%
医療介護資金	807	0	0%	692	0	0%	1,067	4	0%
生活資金	7,585	0	0%	9,266	14	0%	13,627	10	0%
住宅資金	54,833	779	1%	45,234	731	2%	36,339	675	2%
転宅資金	266	0	0%	182	0	0%	319	0	0%
就学支度資金	79,718	201	0%	87,740	325	0%	94,832	585	1%
結婚資金	2,890	0	0%	2,127	23	1%	1,580	0	0%
児童扶養資金	6	0	0%	1,476	0	0%	2,032	0	0%
合計	610,637	9,487	2%	667,695	10,002	1%	739,462	10,290	1%

(注) 収入未済割合 = 収入未済額 ÷ 貸付金残高

【貸付金の償還率の順位】

資金の種類	平成9年度	平成10年度	平成11年度
母子福祉資金	1位/76	2位/80	—
寡婦福祉資金	7位/76	9位/80	—

(注1) 上記の表の分母は、全都道府県数、政令指定都市及び中核都市の数の合計である。なお、平成11年度の順位は未だ公表されていない。

(注2) 償還率 = 収入済額 ÷ 調定額 (県が収入すべき金額)

3. 延滞債権の管理状況

下記の表は、実質的な延滞債権の残高を資金種類別に集計したものである。

実質的な延滞債権は、収入未済額 10,289 千円 (過年度分 8,048 千円と現年度分 2,241 千円の合計) と収入未済額に係わる期限未到来分 21,356 千円との合計 31,646 千円であり、平成11年度末貸付金残高 (739,462 千円) に対する実質的な延滞債権の割合は 4% となっている。

(単位：千円)

延滞債権 資金種類	過年度収入 未済額	現年度収入 未済額	期限未到来分	合計
事業開始資金	3,742	255	1,175	5,173
事業継続資金	1,711	28	0	1,739
修学資金	1,924	1,316	14,567	17,808
技能習得資金	0	18	115	133
修業資金	0	39	741	781
就職支度資金	0	12	137	150
医療介護資金	0	4	77	82
生活資金	0	10	196	207

住宅資金	421	253	2,242	2,918
転宅資金	0	0	0	0
就学支度資金	247	302	2,101	2,651
結婚資金	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0
合計	8,048	2,241	21,356	31,646

さらに、平成11年度末の実質的な延滞債権を貸付先別に回収可能性を検討し、資金種類ごとに集計した結果は下記のとおりである。これによれば、実質的な延滞債権の合計（31,646千円）の13%が回収不能債権（4,224千円）となっており、また、30%が破綻債権（9,593千円）となっている。

（単位：千円）

延滞債権 資金種類	回収不能 債権	破綻債権	貸倒懸念 債権	要注意 債権	合計
事業開始資金	1,902	1,202	833	1,235	5,173
事業継続資金	534	463	742	0	1,739
修学資金	1,280	6,159	526	9,842	17,808
技能習得資金	0	0	0	133	133
修業資金	0	0	0	781	781
就職支度資金	0	0	0	150	150
医療介護資金	0	82	0	0	82
生活資金	0	207	0	0	207
住宅資金	217	189	0	2,511	2,918
転宅資金	0	0	0	0	0
就学支度資金	290	1,290	62	1,008	2,651
結婚資金	0	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0	0
合計	4,224	9,593	2,165	15,664	31,646

分類した債権の用語の意義については、「I 県の貸付金の総額」で記載しているが、当該貸付金が、多くの場合、借主が事業者ではないという特殊性を考慮し、具体的に記載する。

回収不能債権……借主・保証人ともに死亡、自己破産又は行方不明等により今後全く回収が見込めない貸付先に対する債権

破綻債権……借主・保証人ともに死亡、自己破産又は行方不明等の状態になっているが、債務者又は保証人からの長期分割回収や担保財産の処分による回収が多少は見込める債権

貸倒懸念債権……借主又は保証人が死亡、自己破産又は行方不明等の状態にはなってい

ないが、財政状態の悪化によって延滞が発生しており債権管理に注意を要する債権

要注意債権……………平成11年度末で延滞が発生し、平成12年度では既に延滞は解消されたが、借主の状況に注意を払うべき債権

4. 監査の結果

担当者より説明を受け、サンプルを抽出し、関係書類・証憑を査閲・照合することにより、貸付から回収（延納者に対する回収手続を含む）までの事務処理が、法令等定められた基準に従い適切に処理されているかについて確かめた。

その結果、事務処理は以下に記載する点を除いて、法令等定められた基準に従い適切に処理されていた。

(1) 債権管理簿の記載について

平成11年度末において収入未済となっているものの債権管理簿を通査したところ、母子相談員の訪問記録に記載がされていることを理由に、収入未済の発生原因を記載する欄が記載されていない、又は記載されていても記載内容が不十分、さらに保証人の氏名や督促状況について全く記載されていないといったケースが多数見受けられた。

債権管理簿は本来、各収入未済金額にかかわる一般的事項が簡潔に記載され、一見して各収入未済金額の全貌が把握できる帳簿である。一方、母子相談員の訪問記録は、訪問日時毎に訪問時の借主の状況及び会話の内容を詳細に記載したものであり、債権管理簿とはその役割を異にするものである。また、借主のもとに訪問する母子相談員以外の者が各収入未済金額の全貌を把握できない状況は、収入未済金額の管理状況として良好とはいえない。したがって、以後債権管理簿への記載は適切に行うべきである。

(2) 違約金の計算について

母子及び寡婦福祉法施行令第16条によれば、県は、借主が支払期日に償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年利10.75%の違約金を徴収しなければならないが、当該資金制度が社会的弱者を対象にしていること、及び支払期日に償還金を支払わない者から違約金を徴収できる可能性が低いことを理由に、違約金の徴収のみならず違約金の計算も行っていない。これは、同法施行令第16条後段に「ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむをえない理由があると認められるときは、この限りでない」という規定があるというものの、約定どおり返済しない者に対してペナルティを課するという法の趣旨に沿うものではない。

借主の状況に応じて個別に対応するのは、回収を効率的に行うためにやむをえない面はあるが、基本的には違約金の徴収に関する基準を遵守しなければならない。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 延滞債権の管理について

県は、収入未済額のみ正常債権と分離して認識・管理しているが、今後は収入未済額のみ

ならず収入未済に関わる期限未到来分も含め実質的な延滞債権として認識・管理するべきである。

(2) 回収不能債権に対する処置について

現在、当該資金に係る法令等定められた基準によれば、債権を消滅させるためには、当事者が時効の援用を申し立てることが必要になるため、借主・保証人双方が自己破産や死亡となったケースにおいても相続人が行方不明であると時効の援用が不可能となってしまう。また、時効の援用のほかに債権を消滅させる方法としては、議会の議決を条件に県が債権放棄を行うことになるが、貸付財源が県民の税金であることを考慮し、債権放棄をなるべく行わない方針をとっている。このため回収不能債権について債権の消滅手続(不納欠損処分手続)がここ数年実施されていない。

回収不能債権を県の債権の額に含めて表示することは、県の適正な財政状態を県民に開示するという情報公開の目的に反し、また、貸付金の管理上も好ましくないため、回収不能債権についてタイムリーに不納欠損処分手続を実施すべきである。

(3) 保証人との接触頻度について

現在、保証人と貸主たる県との接点は以下に記載する3時点のみである。

- ・借主が県に対し借入申請をする際、必要書類である誓約書を保証人が作成する時
- ・継続資金について、県と借主が契約更新をする際、必要書類である誓約書を保証人が作成する時
- ・収入未済になった貸付金に対し、県福祉事務所長が必要と認めて協力を求める時

母子及び寡婦福祉資金は、たとえば、据置期間が貸付の日以降6ヶ月～1年、償還期間が3年～20年というように貸付時から全額償還までの期間が長いため、保証人の意識が薄れがちになり、借主に延滞が発生した時保証人から償還金の返済に応じてもらえないケースや、保証人の所在が不明なケースが、特に事業開始資金及び事業継続資金において多数見受けられた。

事業開始資金及び事業継続資金については、各貸付金が収入未済であるか否かに関わらず全ての保証人に対し、例えば年に1回程度の頻度で借主の返済状況を書面で通知するなどの情報提供を行い、保証人の保証意思を確認すべきと思われる。保証人の保証意思を確認することは、保証人の借主に対する協力体制強化に繋がり、借主たる母子及び寡婦の自立を助長することにもなると考えられる。

(4) 事業開始計画書及び事業継続計画書の記載について

- ① 事業開始資金及び事業継続資金については、借主が借入申請をする際、事業開始計画書及び事業継続計画書(以下「事業計画書」という。)を提出することになっている。平成11年度新規貸付分及び平成11年度末に収入未済になっている貸付金の事業計画書を通査した結果、借入後の償還金返済の可否を判断するために記載する収支予定表(収入財源の種類と金額及び支出項目と金額を記載する表)について、実現可能性の極めて低いもの又は

明らかに計算の誤りといえるものが見受けられた。

収支予定表の記載が実現可能性に欠けるか、計算誤りとなる要因として、収支項目の記載欄が少なく、また、主に支出項目のなかで記載漏れとなってしまう項目があることがあげられる。これについては以下の改善策が考えられる。

- ・収支予定表の収支項目の記載欄を増やす。
- ・収入項目、支出項目について、借主が任意に項目を記載するのではなく、あらかじめ事業計画書上に一般的に考えられる項目を県が記載する。

② 事業開始資金及び事業継続資金については、借主が借入申請をする際、事業計画書を提出することになっている。しかし、事業の成り行きが思わしくなく、償還金の返済ができなくなった時点においても、事業計画書は修正されることはなく、当初の償還期間を延長した償還金納入計画書のみが作成される。すなわち、借主の償還金の返済の可否は事業の成り行きに依存するといえるにもかかわらず、事業計画は見直しされずに、償還金の返済計画の見直しのみ行うことになっている。

平成11年度末において収入未済になっている事業開始資金及び事業継続資金のなかに、償還金納入計画書が作成された後も、償還金納入計画書通りには返済されておらず、事業計画を見直す必要があると思われるものが存在した。

今後、当初の約定返済ができなくなった場合は、償還金の返済計画のみならず、事業計画書についても見直しを行うべきである。

第4 農業改良資金（流通経済課）

1. 制度の概要

（1）制度の目的

農業改良資金は、農業者が農業経営又は農業生活の改善を目的とした合理的な農業生産方式の導入及び農業経営の規模拡大等を行う場合、国・県の財政資金を原資として、農業者に対し生産方式の改善、特定地域における新部門の導入、経営規模拡大、生活改善、青年農業者の育成確保等に要する資金を無利子で貸付ける制度である。

（2）貸付金の種類

農業改良資金は、下記の5資金より構成されている。

- ① 生産方式改善資金……農業経営の改善を促進するために、普及を図る必要があると認められる能率的な農業（畜産業及び養蚕業を含む。）の技術の導入その他合理的な農業の生産方式の導入に必要な資金の貸付
- ② 特定地域新部門導入資金……地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において農業経営の改善を促進するために、作物、家畜、栽培管理方法及び飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営を開始するのに必要な資金の貸付
- ③ 経営規模拡大資金……農業者が農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地につき農業経営の規模を拡大するために必要な資金の貸付
- ④ 農家生活改善資金……農家生活の改善を促進するために、普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金の貸付
- ⑤ 青年農業者等育成確保資金……青年農業者その他の農業を担うべき者が、近代的な農業経営のために必要な農業の技術又は経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに必要な資金の貸付

（3）根拠法令等

- ① 農業改良資金助成法
- ② 秋田県農業改良資金貸付規則
- ③ 秋田県農業改良資金事務取扱要領

（4）資金

貸付金は、国（農林水産省）が必要な資金の3分の2を県に補助金等として交付し、残りの3分の1については県の資金によっている。

(5) 予算実績比較

過去5年間の予算と実績は次表のとおりである。

下表によると、平成8年度から貸付実績の対予算比率は低下しており、平成11年度では、当初予算443,000千円に対し貸付実績は162,578千円と約36.7%となっている。

近年の新規貸付減少の理由としては、農業従事者の高齢化、後継者不足、景気の低迷、米を中心とする農産物価格の下落傾向、新しい農業技術のテーマ不足等による設備投資意欲の減退、低金利の経済環境における無利子貸付の相対的の魅力の低下等があげられる。

(単位：千円)

項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
当初予算額 (A)	1,400,000	1,400,000	1,100,000	866,000	443,000
貸付実績 (B)	1,421,298	777,098	483,648	205,646	162,578
(B) / (A)	101.5%	55.5%	44.0%	23.7%	36.7%

2. 貸付金の管理状況

(1) 貸付金の推移

平成9年度末から平成11年度末までの農業改良資金の残高推移は、次のとおりである。貸付金の残高は、平成9年度末の3,390,590千円から平成11年度末の1,734,825千円へ1,655,765千円(48.8%)減少している。これは、1件当たりの貸付金額には大きな変動はないものの、件数が大幅に減少しているためである。

(単位：千円)

年度 金額	9年度末	平成10年度		10年度末	平成11年度		11年度末
	残高	新規貸付	償還	残高	新規貸付	償還	残高
金額	3,390,590	205,646	1,118,464	2,477,772	162,578	905,524	1,734,825
(件数)	(2,560)	(84)	(740)	(1,904)	(69)	(641)	(1,332)
1件当たり金額	1,324	2,448	1,511	1,301	2,356	1,412	1,302

(2) 新規貸付の推移

過去10年間の新規貸付金額の推移は次のとおりである。平成2年度から平成11年度までに、新規貸付額は1,292,582千円から162,578千円へ87.4%減少している。

(単位：千円)

資金 種類	生産方式 改善資金	特定地域新部 門導入資金	経営規模 拡大資金	農家生活 改善資金	青年農業者等 育成確保資金	計
平成2年度	1,260,312	0	14,920	3,000	14,350	1,292,582
平成3年度	1,373,068	0	15,221	4,500	9,091	1,401,880
平成4年度	1,408,841	0	21,326	3,000	16,833	1,450,000

平成5年度	1,312,034	0	8,880	27,500	35,013	1,383,427
平成6年度	1,408,470	0	4,604	4,000	24,764	1,441,838
平成7年度	1,365,278	1,610	0	30,191	24,219	1,421,298
平成8年度	718,866	2,162	12,980	14,130	28,960	777,098
平成9年度	418,868	37,445	1,878	2,500	22,957	483,648
平成10年度	180,270	6,034	0	10,952	8,390	205,646
平成11年度	131,765	8,688	0	9,953	12,172	162,578

(3) 貸付手続

農業改良資金の貸付に係る主な手続は以下のとおりである。(畜産振興資金を除く生産方式改善資金の場合。その他の農業改良資金の手続もほぼ同様である。)

【申請手続】

- ① 地域農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)の普及員は、定期的に農業従事者に対し、制度融資や農業技術等の助言を行う。
- ② 申請者(農業従事者)は、資金の手当が必要な場合、普及員の助言を受け農業協同組合(以下「農協」という。)に貸付申請を行う。申請者が提出する書類は、貸付申請書、事業計画書及び添付書類として、購入しようとする物件のカタログ・見積書等である。
- ③ 農協は、申請書を審査し、申請者の償還能力、連帯保証人の担保能力等が充分であるか、融資の条件に合致しているかを判断する。適切と認められたものにつき、意見書に融資に関する意見を記載し、妥当と判断した案件の申請書類を普及センターに提出する。
- ④ 普及センターは、申請内容を審査し、申請者の事業に対する意欲や能力、資金使途が適切であるか等の観点から適切であるか否かを判断する。妥当と判断した案件を、地方審査会の付議に託す。
- ⑤ 地方審査会は、農協及び普及センターの各意見に基づき、貸付の可否を判断し、それに基づき総合農林事務所長が貸付決定を行う。総合農林事務所長は、貸付を決定した場合には、貸付申請書等を添えて、流通経済課に報告する。

【資金の交付手続】

- ① 流通経済課は、貸付決定一覧表に基づき、資金を秋田県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)に交付する。
- ② 県信連は、借用証書、領収書等と引き換えに、農協に資金を交付する。
- ③ 農協は、組合員である申請者の口座に入金する。

【返済手続】

- ① 借入返済は、毎年1回定期的に行われる。返済資金の流れは、資金交付の手続と逆であり、借受人→農協→県信連→流通経済課の順に、返済資金が借受人から県に償還される。
- ② 流通経済課は、農協から送付される収納済報告書に基づき、消し込み作業を行う。

3. 延滞債権の管理状況

(1) 収入未済額の推移

県は財務規則第391条に基づき、収入未済額を債権管理簿に記載整理している。平成9年度末から平成11年度末までの収入未済額の推移は次のとおりであり、収入未済額は金額・件数とも増加傾向にあることがわかる。

(単位:千円)

年度 収入未済	9年度末	平成10年度		10年度末	平成11年度		11年度末
	残高	増加	減少	残高	増加	減少	残高
収入未済額	16,670	7,413	6,395	17,688	16,233	6,687	27,234
(件数)	(16)			(24)			(30)
1件当たり金額	1,041			737			907
収入未済割合 (件数)	0.5% (0.6%)			0.7% (1.3%)			1.6% (2.3%)

(注) 収入未済割合=収入未済額÷貸付金残高

当該資金は本来無利子であるが、返済を延滞した場合の違約金として課される延滞利息が12.25%と比較的高いため、延滞額が大きく、かつ延滞発生日の古いものは、違約金の金額が膨らむ。ただし、違約金に更に延滞利息が付されることはなく、延滞者の入金は元本から充当する方針を採っているため、債務が延滞利息以上に増大することはない。なお、この違約金の利率は、農業改良資金助成法第11条に定められているが、延滞者からの入金を元本、延滞利息のいずれから充当するかについては法令上の定めはない。このため、担当部署で充当順位について判断しているが、延滞債務者の償還能力を考慮して、元本から充当することとしているものである。

(2) 実質的な延滞債権の推移

収入未済額と収入未済先に対する期限未到来分を加えた平成11年度末の実質的な延滞債権の発生年度別分類は次表のとおりである。

(単位:千円)

延滞債権 年度	過年度収入 未済額	現年度収入 未済額	収入未済額 計	期限未到来 債権	延滞債権 合計
9年度以前	9,795	0	9,795	0	9,795
平成10年度末	1,206	1,266	2,472	0	2,472
平成11年度末	0	14,967	14,967	30,318	45,285
合計	11,001	16,233	27,234	30,318	57,552
比率	19.1%	28.2%	47.3%	52.7%	100.0%

延滞者に係る期限未到来分を含めた実質的な延滞債権 57,552 千円は、平成 12 年 3 月の貸付金残高 1,734,825 千円の 3.3% となっている。収入未済額は貸付金残高の 1.6% であることと比較すると、延滞債権は 1.7% (3.3% - 1.6%) 増加する。すなわち、債権の管理上注意を要する債権は、収入未済額 27,234 千円のみでなく、収入未済額にかかわる期限未到来額を含み、全体で 57,552 千円となる。

(3) 回収可能性に基づく債権分類

農業改良資金の貸付金残高を、回収可能性に基づいて分類すると次の表のとおりである。なお、貸付金残高を、収入未済金額と収入未済先に係わる期限未到来債権を含めた実質的な延滞債権と、延滞の発生していない正常債権とに分類し、さらに実質的な延滞債権を回収可能性の高い順から要注意債権、貸倒懸念債権、破綻債権及び回収不能債権に 4 分類している。

(単位：千円)

延滞債権				正常債権	合計
回収不能債権	破綻債権	貸倒懸念債権	要注意債権		
0	6,380	22,248	28,924	1,677,273	1,734,825
0.00%	0.37%	1.28%	1.67%	96.68%	100.00%

(注) 正常債権……平成 11 年度末において、延滞の発生していない債権

上記の表によれば、回収不能債権はない。これは破綻した借受者のうち回収の途が全く閉ざされた債権はなく、従って不納欠損処分すべき債権はないということを意味する。しかし、回収が非常に困難と考えられる破綻債権が 6,380 千円発生していることは、十分に注意しなければならない。

4. 監査の結果

(1) 貸付手続の検証

平成 11 年度中に新規貸付を行った 69 件のうち、抽出したサンプル 20 件の申請書類について、法令等定められた基準に基づいて適切に貸付手続が行われたことを検証するため、書類の閲覧、担当者への質問等の手続を実施した。なお、20 件のサンプルは、農業改良資金貸付金のうちの各資金から任意に抽出したものである。

検証の結果、貸付手続は法令等定められた基準に準拠して適切に行われていると認められた。

(2) 収入未済額及び違約金の管理の検証

延滞者に係る収入未済額の管理状況を、関係書類の調査及び担当者への質問により検証した。検証の結果、正常債権と区別して債権管理簿に残高、発生額及び償還額等を発生の際の経緯や督促の状況と合わせて詳細に記載しており、適切に管理していると認められた。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付申請の審査について

- ① 農協の貸付の是非についての意見書には、貸付申請者及び連帯保証人の「償還能力は充分である」や「適当と認める」等の形式的な記載が多い。また、「農業経営に積極的意欲的かつ勤勉である」等、抽象的な記載事項をもって、将来の償還能力の判断に結び付けている事例も見受けられた。しかし、例えば「償還能力が充分」と判断したのであれば、その根拠を数値等により具体的な記載すべきである。そうすることで貸付の実質的な審査が深まるとともに、将来の延滞発生防止にも資すると考えられる。

県は上記の点について農協に改善を要望することが望まれる。

- ② 普及センターの意見書は、貸付の是非についてA B Cの三段階により表示しているが、サンプルで抽出した平成11年度新規貸付20件すべてについて、すべての項目でA判定としている。結果的に融資が妥当と判断したとしても、償還能力に関するすべての審査項目（生産方式改善資金の場合は8項目）について全く問題なし、とする意見書に実質的な意味があるか、機械的・形式的に処理している面はないか、問題なしとはいえない。

資金を必要とする農業従事者に有効に利用してもらい、かつ延滞債権発生防止に努めるため、普及センターがより実質的な審査を行うとともに、審査の判断根拠についてより明確に文書化すべきと考えられる。

(2) 延滞者からの入金処理について

農業改良資金の延滞利息として、納入期日の翌日から償還金受領日までの日数に対して12.25%の違約金を徴収している。この違約金は原則として償還金と同時に徴収しており、違約金に対してさらに利息が付されることはない。しかし、実際の償還実務では、長期分割返済している延滞債務者に付いては、回収額をまず元本の返済に充当している。これは、回収額より延滞利息発生額の方が多い場合には、利息と元本を同時に徴収すると、永久に元本の返済が終わらないためと考えられる。現在は、違約金のみ延滞している債務者はいないが、将来的には、元本をすべて返済したにもかかわらず多額の違約金のみが残るといった事態が考えられる。これは、未償還額に対してペナルティを課すという違約金の趣旨から逸脱することになると思われる。

(3) 延滞債権の管理状況について

延滞が発生している債権については、県が債権管理簿により管理している。この管理簿には、債務者氏名、延滞発生日、延滞金額、債権残高、延滞理由、入金状態、本人及び連帯保証人への督促状況等が記されており、全体的に良く管理されている。ただし以下のような改善事項が認められた。

- ① 延滞債権の回収可能性を判断するためには、その債務者の他の借入金残高やその返済状況の把握が欠かせないが、これらについての記載があまりなされていない。多重債務者に対する債権は回収が特に危ぶまれるので、他の借入金の状況を調査する必要がある。
- ② 延滞発生原因が「資金繰りの悪化のため」とのみ記載されているものが見受けられたが、

これは延滞理由とはいえ結果である。より具体的な延滞理由の把握が必要である。

③ 連帯保証人のうちには、返済能力の乏しい者が散見されるため、保証能力について再検討する必要がある。

④ 農業改良資金の延滞に係る延滞利息は年率 12.25%であるが、未回収の延滞債権に対する延滞利息が把握されていない。現状では、元本支払時に初めて債務者の延滞利息が計算され債務者に請求する手続となっている。しかし、債務者の信用状態を把握し、県の債権を保全するためには、債務者は元本とともに延滞利息を支払う義務を負っていることを考慮すると、未回収元本のみならずこれに係る延滞利息を把握しておくべきと考えられる。債務者にとっても事前に延滞利息の金額を知らされなければ、延滞利息を支払う準備ができないともいえる。

(4) 収支計画書と実績収支計算書の必要性

申請時に収支計画書を作成し、また事後的に、農業従事者や普及員が計画と実績を比較することにより、農業経営上の課題を早期に発見し対策をとれるようになると考えられる。農業を取り巻く経営環境は、国内外の競争激化や農産物価格の下落により年々激しさを増しており、一方で延滞債権も増加していることから、貸付を実行する際に、収支計画の提出を義務づけるべきではないかと考えられる。

第5 沿岸漁業改善資金（水産漁港課）

1. 制度の概要

（1）制度の目的

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営・操業状態又は生活の改善を図ることを目的として、自主的に近代的な漁業技術・生産方式、漁ろうの安全確保等のための施設、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得を通じて、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業者の生活向上を図ることを目的とする。

この制度の背景には、我が国の沿岸漁業者は、家族経営を中心とする多数の小規模経営者で構成されており、自主的に新しい生産技術や生産方式を導入することが困難であり、また、漁村は都市に比べて生活環境が遅れていたことがある。

（2）貸付金の種類

沿岸漁業改善資金は、次の3種類の資金から構成されている。

- ① 経営等改善資金……近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全確保のための施設などの導入に必要な資金の貸付
- ② 生活改善資金……漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金の貸付
- ③ 青年漁業者等養成確保資金……青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実施の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

（3）根拠法令等

- ① 沿岸漁業改善資金助成法
- ② 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則
- ③ 秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

（4）資金

貸付金の資金は、国（農林水産省）が必要な資金の3分の2を県に補助金等として交付し、残りの3分の1については県の資金によっている。

2. 貸付金の管理状況

（1）貸付金の推移

沿岸漁業改善資金の貸付金残高は、新規貸付額が償還額を下回った結果、長期的な減少傾向にある。新規貸付が減少している原因として下記のことが考えられる。

- ① 沿岸漁業従事者の減少・高齢化・後継者不足
- ② 不景気による設備投資意欲の減退
- ③ 低金利の経済環境における当該貸付金の相対的優位性の低下

④ 当該貸付金が、同種の設備購入のための借入には一度しか受けられないため設備更新の際に利用しにくい。

(2) 貸付金残高の推移

平成9年度末から平成11年度末までの沿岸漁業改善資金の残高の推移は次のとおりである。貸付金残高は、平成9年度末262,687千円から、平成11年度末192,040千円へ70,647千円(26.9%)減少している。

(単位：千円)

資金	年度	平成10年度		平成11年度		11年度末 残高
	9年度末 残高	新規貸付	償還	新規貸付	償還	
金額	262,687	29,542	69,182	32,755	63,762	192,040
(件数)	(165)	(11)	(32)	(8)	(29)	(123)
1件当たり金額	1,592	2,685	2,161	4,094	2,198	1,561

(3) 過去10年間の貸付実績

沿岸漁業改善資金のうち、平成3年度以降貸付の実績があるのは経営改善資金のみである。また、貸付金額は、平成6年度の87,000千円を境に減少傾向が続いている。

(単位：千円)

資金種類 貸付年度	経営等改善 資金	生活改善 資金	青年漁業者等 養成確保資金	貸付計
平成2年度	72,043	800	0	72,843
平成3年度	68,000	0	0	68,000
平成4年度	65,000	0	0	65,000
平成5年度	63,000	0	0	63,000
平成6年度	87,000	0	0	87,000
平成7年度	73,000	0	0	73,000
平成8年度	68,281	0	0	68,281
平成9年度	63,000	0	0	63,000
平成10年度	29,542	0	0	29,542
平成11年度	32,755	0	0	32,755

なお、平成12年度の当初予算では、新規貸付資金として50,000千円が手当てされているが、貸付実績推移をみると、平成12年度に予算額まで貸出を実行できるかどうか疑問である。

(4) 貸付手続

沿岸漁業改善資金の手続の流れは、以下のとおりである（経営等改善資金の場合）。

【申請手続】

- ① 水産業改良普及員が、定期的に漁業者に対し制度融資や漁業技術等の助言を行う。
- ② 申請者（漁業者）は、貸付申請書、事業計画書、カタログ及び見積書等の申請書類を漁業協同組合（以下「漁協」という。）に提出する。
- ③ 漁協は申請書類をまとめ、意見書に融資に関する意見を記載し、妥当と判断した案件の申請書類を水産振興センターに送付する。
- ④ 水産振興センターは、意見書に意見を記載して、妥当と判断した案件の申請書類を、沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に送付する。
- ⑤ 運営協議会は、上記③④の意見を参考にして、貸付の可否を決定する。
- ⑥ 水産漁港課は、申請者、経由機関（漁協・水産振興センター）、事務委託機関（農林中央金庫）に対して貸付決定通知を行う。

【資金の交付手続】

- ① 水産漁港課は、貸付決定一覧表に基づいて、貸付資金を農林中央金庫に交付する。
- ② 申請者からの借用証書と引き換えに、農林中央金庫から漁協経由で、申請者の口座に入金する。

【返済手続】

- ① 償還期日に漁協が農林中央金庫に送金する。償還日は、5月又は11月の年1回である。
- ② 漁協は、借主の口座から償還金額を引き落とす。

3. 延滞債権の有無及び管理状況

関係する書類及び帳簿の調査の結果、沿岸漁業改善資金に係る延滞債権は発生していない。延滞債権が発生していない理由として考えられるのは次のとおりである。

- ・ 貸付申請時の審査、債権管理及び償還手続等の手続が適切に行われている。
- ・ 沿岸漁業に従事する借主は、兼業漁業者がほとんどであり、漁業により予定していた収入が得られない場合であっても、農業などの他の収入により返済できることが多い。
- ・ 約定日に償還金額を支払う者は直接的には漁協であり、漁協が約定どおりの償還を行っているので、県に収入未済は発生しない。
- ・ 借主は、漁協の組合員であり、組合員が漁獲した海産物の販売を漁協に委託し、漁協が定期的に組合員の口座に売上金額を入金する。仮に、漁協が借主の償還を立替払いする事態が発生したとしても、漁業の売上金額から引き落とすことができるので、延滞債権は発生しにくい。

4. 監査の結果

(1) 貸付手続の検証

平成11年度の沿岸漁業改善資金の新規貸出は8件である。その内訳は、経営等改善資金が8件であり、生活改善資金と青年漁業者等養成確保資金はいずれもない。

経営等改善資金の新規貸出について、融資の申請から実行までの手続が、法令等定められた基準に準拠しているかについて、書類の閲覧及び担当者への質問により検証した。検証の対象としたのは、平成11年度沿岸漁業改善資金の新規貸出の8件全件である。

検証の結果、貸付申請書類の審査、決定、資金交付の手続は、法令等定められた基準に基づき適切に行われていると認められた。

(2) 債権の台帳管理の検証

新規貸出及び返済について適切に台帳上管理されているかについて検証するために、関係する書類を査閲し、必要に応じて担当者への質問等の手続を実施した。

検証の結果、債権管理は適切に行われていると認められた。

(3) 貸付の償還手続の検証

貸付金の償還手続が適切に行われているかについて検証するため、平成9年度及び平成10年度の新規貸出の償還に係る関係書類を調査し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

この結果、償還手続は適切に行われていると認められた。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

沿岸漁業改善資金の償還は、借主本人の口座ではなく、漁協の口座から支払われている。これまで、県は例外なく、漁協から償還期日に償還額を回収できており、仮に借主が漁協に対して長期間支払いを怠れば、その旨が県に通知される。県は、従来そのような通知を受けたことがない。

ただし、この貸付は県と借主との間の金銭消費貸借契約であり、最終的に借主が返済できなくなった場合の貸倒リスクは県が負担することになる。昨今の経済情勢を考慮すると、延滞債権が今後発生する可能性も否めない。借主が漁協に対して予定通り償還期日に返済しているかについてのリストを入手するなどして、県が定期的に確認する手続を設けるべきではないかと考えられる。

第6 林業改善資金（林業政策課）

1. 制度の概要

（1）制度の目的

林業改善資金は、以下の目的に資するために、林業従事者に対する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う制度であり、もって林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的としている。

- ① 林業従事者等が、林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止もしくは労働力確保のため、林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式の導入、或いは新たな林業部門の経営の開始
- ② 林業労働に係る安全衛生施設、又は林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入の促進
- ③ 近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのに相応しい者となることの助成

（2）根拠法令等

林業改善資金助成法

林業改善資金助成法施行令

林業改善資金助成法施行規則

秋田県林業改善資金貸付規則（以下「林業改善資金貸付規則」という。）

秋田県林業改善資金貸付要綱（以下「林業改善資金貸付要綱」という。）

（3）資金

貸付金の資金は、国（農林水産省）が必要な資金の3分の2を県に補助金として交付し、残りの3分の1については県の資金によっている。

（4）林業改善資金の種類

① 林業生産高度化資金

林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式を導入するのに必要な資金

② 新林業部門導入資金

林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金

③ 林業労働福祉施設資金

安全生産施設又は福利厚生施設を導入するのに必要な資金

④ 青年林業者等養成確保資金

近代的な林業経営方法または技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成

するのに必要な資金

(5) 貸付条件

- ① 貸付限度額 12,000 千円
- ② 利子 無利子
- ③ 償還期間 最長10年
- ④ 違約金 支払期日に償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25%の違約金を徴収する。

⑤ 担保又は連帯保証人

担保を提供させ、又は保証人を立てなければならない。

担保としての不動産の評価額は次のとおりである。

ア. 担保評価額は時価評価額の80%とする。

イ. 宅地・田・畑については、農業協同組合が評価した時価評価額とする。

ウ. 森林については、土地と立木の合計額として、森林組合が評価した時価評価額とする。

財務規則第241条により、契約担当者は、貸付契約を締結する場合には、債務者に対して、担保の提供または保証人を立てなければならないとされている。

貸付規則によると、連帯保証人の人数は次のとおりである。

- ア. 借入金額100万円以下 1人
- イ. 借入金額100万円超300万円以下 2人
- ウ. 借入金額300万円超 3人

(6) 貸付及び償還の事務手続

【貸付申請、審査及び資金交付手続】

- ① 資金の貸付けを受けようとする林業従事者（以下「申請者」という。）は、貸付申請書（以下「申請書」という。）及び事業計画書（以下「計画書」という。）を森林組合を經由して総合農林事務所に提出する。
- ② 森林組合は、申請者から提出された申請書を取りまとめ、正副2部を市町村に送付する。
- ③ 市町村は、正1部を総合農林事務所に送付する。
- ④ 申請書の送付を受けた総合農林事務所長（以下「所長」という。）は、当該申請書に係る貸付けの適否について、林業改善資金運営協議会運営要領に基づく林業改善資金運営協議会に諮る。
- ⑤ 所長は、申請書の受理をしたときは、林業改善資金運営協議会の決定に基づき、貸付の決定をする。
- ⑥ 所長は、提出された借用証書を審査し、資金交付日に貸付金を送付又は交付する。
- ⑦ 林務部長は、直接知事に提出された借用証書に係る貸付金については、借主の預貯金口座に振り込む。

【資産内容調査】

財務規則第236条により、貸付金の貸付けの申し込みを受けようとする者は、貸付申込書に資産内容を証する書面を添えて知事に申し込まなければならないとされており、林業改善資金貸付要綱あるいは林業改善資金貸付関係様式集において具体的な定めはないが、実際の事務処理においては「貸付申請書の内容調査書」を徴して調査している。

「貸付申請書の内容調査書」において、資産の状況、負債の状況及び償還の財源について記載が求められている。さらに、申請者が会社の場合には、最近時の決算報告書を添付することとされている。資産の状況については、資産の種類、規模数量、抵当権設定の有無を、負債の状況については、借入金融機関、借入の目的、借入年月日、借入金現在高及び償還期間について記載することとされている。

【督促手続】

財務規則第379条は、納期限を過ぎても完納しないものがあるときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、金額並びに履行期限等のほか、以下に掲げる事項を調査確認のうえ、債権管理簿に記載整理しなければならないとされている。

- ① 債権の発生原因
- ② 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- ③ 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- ④ 解除条件
- ⑤ その他当該債権についての必要な事項

【延滞貸付金償還事務の概要】

延滞債権が生じた場合には、県は債務者から債務確認書（念書）を徴して時効の中断を行う。財務規則第380条において、県は、納入義務者が納期限を過ぎても完納しない債権が発生したときは、債務者に対し期限を指定して納期限後20日以内に督促状を送付するとともに遅滞なく完納するよう督促しなければならないとされている。

また、財務規則第382条において、県は、地方自治法施行令第171条の2第1号の規定により保証人に対し履行の請求をするときは、次に掲げる事項を記載した納付書を保証人に送付しなければならないとされている。

- ① 保証人及び債務者の氏名
- ② 納付すべき金額
- ③ 納入請求の事由
- ④ 納付期限
- ⑤ 納付場所
- ⑥ その他納付に関し必要な事項

2. 貸付金の管理状況

(1) 特別会計の状況

林業改善資金貸付事業については、特別会計を設けて行わなければならないとされている。最近5年間の林業改善資金特別会計歳入歳出決算の状況は次のとおりである。

【林業改善資金特別会計歳入歳出決算状況（最近5年間）】

（単位：千円）

科目 \ 年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
前年度繰越金	45,625	102,799	170,934	237,665	328,113
一般会計繰入金	6,308	5,786	5,464	0	0
林業改善資金貸付金収入	242,042	232,300	218,104	194,400	161,582
預金利子収入	568	586	815	993	396
違約金収入	385	224	58	657	270
過年度収入	6,335	2,330	2,098	4,801	4,186
歳入総額	301,265	344,027	397,474	438,518	494,547
貸付金	188,658	169,807	155,610	107,562	63,962
委託料	3,429	3,070	2,803	2,439	1,676
その他	6,378	215	1,395	403	522
歳出総額	198,466	173,093	159,809	110,405	66,160
歳入歳出差引額	102,799	170,934	237,665	328,113	428,387

（注1）平成11年度末における林業改善資金特別会計歳入歳出差引額は、428,387千円であり、特別会計の余剰額を表している。

（注2）一般会計繰入金は、特別会計における事務費に充当するためのものである。

（2）林業改善資金貸付・返済状況

最近5年間の林業改善資金の貸付・返済の状況は次のとおりである。貸付額、返済額とも年々減少傾向にある。

（単位：千円）

区分 \ 年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
年度初残高	750,132	690,412	625,588	560,995	469,355
貸付額	188,658	169,807	155,610	107,562	63,962
返済額	248,377	234,630	220,202	199,201	165,768
年度末残高	690,412	625,588	560,995	469,355	367,549

（注1）年度初残高及び年度末残高には、延滞債権が含まれている。

（注2）返済額は、林業改善資金特別会計歳入歳出決算における林業改善資金貸付金収入と過年度収入の合計額である。

（注3）平成7年度から平成10年度までの年度初残高及び年度末残高は、貸付額及び返済額から逆算して算出している。

(3) 貸付予算額

上記貸付額を貸付予算額と比較すると次のとおりである。最近5年間における林業改善資金の利用状況が低迷しており十分活用されていないことが窺われる。また、現在の低金利の状況から、県に比較して償還年数が長期である市中銀行からの借入金を選択する例もあり、予算額に対して貸付実績が大幅に下回っている結果となっている。

(単位：千円)

年度 区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
予算額	283,404	341,508	399,123	437,064	462,783
貸付額	188,658	169,807	155,610	107,562	63,962
達成割合	66.6%	49.7%	39.0%	24.6%	13.8%

(4) 貸付種類別貸付実績

林業改善資金の最近5年間の貸付種類別貸付実績は次のとおりである。最近5年間における貸付金は、主として技術導入のための林業生産高度化資金の貸付である。

【貸付種類別貸付実績表】

(単位：千円)

貸付種類 年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
技術導入	156,535	129,553	136,305	72,818	54,674
地域技術導入			390	6,767	0
間伐材高度利用施設		7,700	4,800		0
特認間伐施設		2,600		15,000	0
林業生産高度化資金合計	156,535	139,853	141,495	94,585	54,674
安全生産施設	4,446	2,624	1,565	1,977	
負荷除去等施設	27,677	27,330	12,550	4,000	
福利厚生施設				7,000	9,288
林業労働施設資金合計	32,123	29,954	14,115	12,977	9,288
貸付金合計	188,658	169,807	155,610	107,562	63,962

(5) 政府補助金助成状況

貸付資金は、国（農林水産省）が必要な資金の3分の2を県に補助金として交付し、残りの3分の1については県の資金によっている。

貸付制度開始後の国の補助は次のとおりである。

(単位：千円)

年 度	国庫補助金	国庫補助金累計額
昭和51年度	44,000	44,000
昭和52年度	57,000	101,000
昭和53年度	84,070	185,070
昭和54年度	90,941	276,011
昭和55年度	97,887	373,898
昭和56年度	68,482	442,380
昭和57年度	40,391	482,771
昭和58年度	10,798	493,569
平成5年度	15,000	508,569

平成6年度からは、新規の貸付額が過年度の貸付金の償還額によって十分賄われている状況が継続しているため国に対して補助金の申請を行っていない。

平成11年度末における林業改善資金特別会計の歳入歳出差引額が、林業改善資金特別会計歳入歳出決算状況のとおり428,387千円あり、余剰が生じている状況である。

3. 延滞債権の管理状況

(1) 貸付金の延滞状況

林業改善資金の貸付金残高のうち、返済約定期日までに返済のなされていない収入未済額の最近5年間の残高は次のとおりである。

(単位：千円)

年 度 区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
貸付金残高	690,412	625,588	560,995	469,325	367,549
収入未済額	16,375	16,427	19,554	24,775	31,442
収入未済割合	2.4%	2.6%	3.5%	5.3%	8.5%

上記貸付金のうち収入未済額は、各年度において償還期限が到来している金額であり、平成12年度以降に期限が到来する貸付金のうち延滞債権と見込まれる貸付金額は、19,711千円である。すなわち、県における収入未済額の認識はあくまでも償還期日が到来したもののうち、弁済がなされなかった金額であり、実質的に回収が困難な債権であっても、償還期日が未到来である債権は、収入未済額とはならず正常債権として計算されている。

したがって、平成11年度における実質的な延滞債権は、上記の表における収入未済額31,442千円に期限未到来ではあるが実質的に回収不能となるおそれのある期限未到来額19,711千円を加算した51,153千円である。

(2) 延滞債権者の状況

収入未済額に期限未到来額を加えた実質的な延滞債権を、元金のみ延滞発生者、違約金のみ延滞発生者及び元金と違約金の両方が発生している者に区分して、その発生状況を示すと次のとおりである。

(単位：千円)

区分	件数	延滞貸付金	延滞違約金	延滞金額合計
元金のみ延滞発生	16件	44,940	0	44,940
違約金のみ延滞発生	21件	0	14,660	14,660
両方発生	10件	6,213	4,007	10,221
合計	47件	51,153	18,668	69,821

(注) 延滞貸付金には、収入未済額に係わる期限未到来分を含む。

- ① 上記の元金のみ延滞発生者についても、これは元金の償還がなされていないため違約金が計算されていないというにすぎず、計算上の違約金は当然に生じている。
- ② 違約金のみ延滞発生者については、元金は全額償還されており、違約金のみ償還されていない者である。県は、まず元金の回収を促進するという観点から、元金償還未完了時点においては、違約金の発生については特に債務者に告知せず、元金償還完了してはじめて違約金の告知を行うことが多く、違約金についてのみ免除依頼もある。延滞債権を有する者のうち、違約金のみの延滞債権を有するものが47件中21件(約44.7%)である。

(3) 最近3年間の収入未済金額の発生状況

最近3年間における収入未済金額(延滞債権)の発生状況は、次のとおりである。

① 平成9年度決算収入未済状況表

(単位：千円)

区分	調定額			収入済額	不納欠損額	収入未済額
	前年度以前分	現年度	計			
(当年度分)						
貸付金収入		4,300	4,300			4,300
違約金		1,068	1,068			1,068
小計		5,368	5,368			5,368
(過年度分)						
貸付金収入	16,427		16,427	1,172		15,254
違約金	16,444		16,444	925		15,519
小計	32,872		32,872	2,098		30,773
合計	32,872	5,368	38,241	2,098		36,142

② 平成10年度決算収入未済状況表

(単位：千円)

区分	調定額			収入済額	不納欠損額	収入未済額
	前年度以前分	現年度	計			
(当年度分)						
貸付金収入		9,567	9,567			9,567
違約金		1,600	1,600			1,600
小計		11,167	11,167			11,167
(過年度分)						
貸付金収入	19,554		19,554	4,347		15,207
違約金	16,587		16,587	454		16,133
小計	36,142		36,142	4,801		31,340
合計	36,142	11,167	47,310	4,801		42,508

③ 平成11年度決算収入未済状況表

(単位：千円)

区分	調定額			収入済額	不納欠損額	収入未済額
	前年度以前分	現年度	計			
(当年度分)						
貸付金収入		10,130	10,130			10,130
違約金		1,658	1,658			1,658
小計		11,788	11,788			11,788
(過年度分)						
貸付金収入	24,775		24,775	3,463		21,312
違約金	17,733		17,733	723		17,009
小計	42,508		42,508	4,168		38,322
合計	42,508	11,788	54,297	4,186		50,110

(注1) 調定額とは、県が収入すべき債権を内部的に確定した金額をいう。

(注2) 不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の処分である。平成9年度から平成11年度までの3年間においては、不納欠損処分したものは無い。

(注3) 収入未済額は、調定額のうち当該会計年度内に収入されないものであり、翌年度に繰り越され、以後納入されるまでは毎年滞納繰越収入未済額として残される。

(注4) 貸付金及び違約金について、いずれも過年度分の収入は少なく、一度収入未済額となった債権については、以後の回収が促進されていないことをあらわしている。

(4) 延滞債権の回収可能性による分類

延滞債権の回収可能性について、平成12年3月31日現在の実質的な延滞債権（違約金

を除く)を以下の4区分に分類すると各金額は次のとおりである。

(単位：千円)

分類	金額
回収不能債権	7,988
破綻債権	2,485
貸倒懸念債権	10,800
要注意債権	29,880
延滞債権合計	51,153

4. 監査の結果

担当者への質問、関係書類を検証することにより、貸付事務、償還事務等の処理が法令等定められた基準に従い適切に処理されているか調査した。この結果、事務処理は下記に記載した事項を除き適切に処理されている。

(1) 貸付金残高の把握について

償還簿において個人別の債権残高の把握はされているが、貸付金全体の残高については適時把握できる体制にはない。林業改善資金の貸付金の残高についても日常管理において意を用いることが必要である。

(2) 延滞貸付金の償還事務について

延滞債権が生じた場合には、県は債務者から債務確認書(念書)を徴して時効の中断を行うが、債務確認書(念書)に以下の問題点を有するものがある。

- ① 債務確認書(念書)に債務者の印鑑が押印されていない。
- ② 債務確認書に連帯保証人の確認がなされていない。

(3) 調定額の検証について

平成9年度に発生した延滞債権について、調定額として処理すべき貸付先1件が調定もれとなり、本来収入未済額として処理されるべきものが、適切な処理がされていないものがある。

(4) 債権管理簿の記載状況について

財務規則第378条は、納期限が過ぎても完納しないものがあるときは、遅滞なく債務者の資産又は業務の状況に関する事項を調査確認のうえ、債権管理簿に記載整理しなければならないとされているが、所定の記載欄が空欄のものが多く十分な記載整理がなされていない。延滞債権が生じたときは、改めて債務者の資産又は経営概況を調査し債権管理簿に記載整理することを要する。

(5) 保証人について

保証人に関して以下の問題点がある。

- ① 連帯保証人が、他の林業改善資金の債務者である者がある。また、債務者と連帯保証人が相互保証の関係の者があるが、貸付要綱第7-7において、連帯保証人については相互保証は原則として認めないものとするとしている。さらに、延滞債権に係る債務者の連帯保証人が、延滞債権の発生年度と同一年度に自らが債務者となる貸付契約がある。

連帯保証人の適否について十分な検証を行う必要がある。

- ② 保証人への督促の期間について、民法の時効が完成し、かつ、援用されたため保証人から回収が不可能となった例がある。特に、原債務者から連帯保証人への督促について猶予の依頼があった場合に県がその依頼に応じている場合があり、連帯保証人への督促について、原債務者から連帯保証人への督促の猶予の依頼があった場合の対応措置について定める必要がある。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付時の資産内容の調査について

延滞債権者のなかには、一度も償還実績のない者もあり、貸付時において提出された資産内容を証する書面に係る具体的な規定等を検討する必要がある。

借入申請時において徴収する書類としての資産内容を証する書面として、上記の「貸付申請書の内容調査書」で十分かどうかについて検討することが望まれる。資産内容の調査を有することとした財務規則の趣旨は、債務者が債務を償還せず、かつ保証人への督促も回収に至らない場合に債務者の資産を処分して、その回収に当てるためのものであり、そのためには、資産の処分可能性及び処分見込み価額が想定できる内容に改める必要がある。

貸付にあたり、連帯保証人を立てる場合においても、債務者の資産内容を調査し資産価値を把握しておくことが必要である。

(2) 延滞貸付金償還事務の概要について

延滞債権が生じた場合には、県は債務者から債務確認書（念書）を徴して時効の中断を行うが、念書に記載された毎月の分割返済額が、延滞債務額に比較して僅少に過ぎるものがある。その結果、約定償還金を全額償還するのに1,000月（約80年）以上を要するものがあり、今後の債権管理に注意を要する。

(3) 保証人の適格性について

林業改善資金貸付においては、当該保証人についての適格性について特に定めはなく、以下の問題点があり、検討を要する。

- ① 連帯保証人が、原債務者より高齢等の理由により、原債務者より先に死亡する例があり、連帯保証人の年齢の適格性について検討を要する。
- ② 連帯保証人が自己破産している者があり、連帯保証人の資産状況について調査書を提出させる必要がないか検討を要する。

(4) 違約金について

① 違約金の認識について

延滞金額につき年 12.25 %の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収している。

違約金は、延滞債権が回収されたときにはじめて認識され、その後延滞債権が完済されてから、未回収の延滞債権について違約金は計算されていない。従って、延滞債権に係る違約金については、返済期限の経過とともに生じているが、元金が償還されない限り当該違約金については延滞債権として認識されない。

違約金については、実際の元金の償還がされる前においても、償還期日ごとに計算をしておくべきである。

② 償還金の充当順位について

償還金の充当順位については、償還元金を優先し、その後に違約金を充当している。元金の回収を促進する観点からは、当該方法が好ましいが以下の問題が生じている。

ア．元金の償還を完了している者が、その後の違約金の償還を免除依頼している者、又は、違約金のみ延滞している者が多数存在すること。

イ．違約金から追加的な違約金の利子が生じないことから、元金償還後違約金の回収が促進していないこと。

また、これら償還額の元金と違約金の充当順序及び違約金の告知については、取扱規程を設けて対応する必要がある。

第7 秋田県企業支援センターが行う中小企業者に対する貸付金

(商工業振興課)

秋田県企業支援センター（以下「支援センター」という。）が行う中小企業に対する貸付金には、高度化事業制度による貸付金（以下「高度化資金」という。）と中小企業設備近代化資金等助成制度による貸付金（以下「設備近代化資金」という。）がある。

なお、中小企業設備近代化資金等助成法は、平成11年12月に小規模企業者等設備導入資金助成法に改正され、創業者を含めた小規模企業向けの設備資金の無利子貸付制度、設備貸与制度として平成12年度から適用された。設備近代化資金に関する以下の記載は改正前の制度の概要である。

1. 制度の概要

(1) 制度の目的

【高度化資金】

高度化資金は、中小企業の企業構造の高度化及び新事業の開拓を促進するために必要な資金の貸付を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。中小企業が発展性のある健全な企業経営を遂行するためには、より一層の近代化や体質改善を行う必要があるが、中小企業が限られた個々の力でこれらの課題に取り組み、打開策を見出すことは、人的にも資金調達においても限界がある。

この制度は、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工業団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第3セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金面から支援する制度である。

【設備近代化資金】

設備近代化資金は、中小企業の設備の近代化に必要な資金を貸付けることによって、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする。中小企業は、絶えざる経営合理化と生産設備の更新による生産性の向上を図らなければ生き残っていくことができないが、経営体質の脆弱さから資金調達が思うようにできないのが現状である。設備近代化資金は、このような中小企業に資金面から助成し、近代化をサポートする制度である。

(2) 根拠法令等

【高度化資金】

中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）・同法施行令・施行規則

中小企業総合事業団高度化・共済事業等業務方法書（平成11年7月1日付通商産業大臣認可）

秋田県中小企業高度化資金貸付要綱（以下「高度化資金貸付要綱」という。）

【設備近代化資金】

中小企業設備近代化資金等助成法（昭和31年） 同法施行令、施行規則

中小企業庁長官通達等

秋田県中小企業設備近代化資金貸付要綱（以下「設備近代化資金貸付要綱」という。）

（3）制度の特徴

【高度化資金】

高度化事業制度は、組合などが行う集団化、共同化、協業化、融合化、事業転換などの事業や第3セクターなどが中小企業者を支援する事業など、政策性の高いものを内容としているので、事業の要件は法令などにより規定されている。

貸付条件は、長期（貸付期間20年以内で県が適当と認める期間）、低利（平成14年3月31日までに貸付を行うものについて2.1%、特別の法律に基づく事業については無利子）となっている。

貸付を行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場から適切な診断・指導が行われるため、過大な投資が避けられるだけでなく、他の成功事例を踏まえた指導が受けられ、事業の円滑な実施が可能となる。

貸付の取り扱いは、県が窓口となっており、県と中小企業総合事業団（以下、事業団という。）が協調して貸付を行う。

この貸付を受けた場合、所得税・法人税等の優遇措置を受けることができる。

【設備近代化資金】

設備近代化資金制度は、信用力や資金調達力の弱い中小企業者を対象とするもので、昭和31年の制度創設以来、県が国の助成を受けて貸付を行っている。

貸付限度額は設備費の2分の1以内で、1件当たり500千円～40,000千円である。貸付期間は5年以内（公害防止施設は12年以内、特別法に基づく設備は7年以内）、返済方法は1年据置き年賦均等償還、無利子である。

（4）制度の内容

【高度化資金】

高度化事業は、事業の実施主体によって、次の二つの事業に分類される。

① 中小企業者が実施する事業

ア．集団化形態

市街地などに散在している中小企業者が、まとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗を移転する形態

イ．集積整備・再開発形態

商店街の小売業者などが共同で、老朽化した店舗の建替えなどを行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場などの整備を街ぐるみで行うものや、工場などが集積している区域を整備する形態

ウ．共同化形態

中小企業者が、事業の一部を共同で行うために共同の施設を設置し、その施設を利用する形態

エ．事業統合形態

中小企業者が、事業の全部或いは一部について協業化などの事業統合を行うために施設を設置し、事業を行う形態

② 第3セクターなどが実施する事業

ア．経営基盤強化支援形態

地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第3セクターなどが設置し、運営する形態

イ．商店街整備等支援形態

第3セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、又はそれに併せてショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営する形態

ウ．輸入品卸売等経営合理化支援形態

第3セクターが、輸入品の卸売を行う中小企業者の経営の合理化を図るため、卸売又は加工施設、支援施設などを設置し、運営する形態

エ．先行取得形態

集団化事業を計画的かつ効率的に実施するため、県や土地開発公社などが先行して土地を取得・造成し、集団化事業などの実施の際に組合に対して譲り渡す形態

【設備近代化資金】

- ① 貸付対象企業の範囲は、中小企業者であって、国の指定する業種であること、最近3年間の税引後平均純利益が3千万円を超えていないこと等である。
- ② 貸付対象設備は、国の指定するもので、単なる設備の更新でない新品であることが条件である。
- ③ 貸付対象設備に譲渡担保を設定、又は土地建物に抵当権を設定する。譲渡担保物件に損害保険を付し、保険金請求権に質権を設定する必要がある。
- ④ 保証人は2名以上とする。

(5) 貸付方式

【高度化資金】

- ① A方式（一つの都道府県内での事業に対する貸付）
 - ア．事業団が県へ財源を貸付ける。
 - イ．県は財源を追加し、中小企業者へ貸付ける。
 - ウ．貸付の窓口は県の中小企業担当課である。
- ② B方式（二つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付）
 - ア．各都道府県が事業団へ財源を貸付ける。

イ．事業団は財源を追加し、中小企業者へ貸付ける。

ウ．貸付の窓口は商工組合中央金庫である。

(6) 貸付手続

【高度化資金】

A方式の貸付手続は概ね次のとおりである。

- ① 県は高度化事業の進め方、留意点について指導する。
- ② 借入希望者は事業実施計画書を作成し、診断申込書を県へ提出する。
- ③ 県は事業計画等について調査・分析し、問題点及び具体的対応について助言・指導する。
借入希望者は指導意見があった場合には計画を修正し、県に対応策を提出する。
- ④ 借入希望者は借入申請書を提出する。
- ⑤ 県は借入申請書のチェックを行い、貸付が適当と判断した場合は事業団と協議の上、貸付を決定する。
- ⑥ 借入希望者は施設の設置が完了した後、資金交付申請書を県へ提出する。
- ⑦ 金銭消費貸借契約を締結し、土地建物に抵当権を設定する。又、損害保険契約を締結し、質権の設定を行う。
- ⑧ 県は施設の設置状況等を確認した後、資金を交付する。
- ⑨ 借入希望者は設置施設の完了届を県へ提出する。県は事業費の支払状況を検査する。

【設備近代化資金】

- ① 借入申請者は借受申請書に添付書類を添えて、県へ提出する。
- ② 県は申請書の内容、添付書類の整備状況、貸付要件について審査する。
- ③ 県は申請企業を訪問し、設備投資の必要性、妥当性等について調査する。
- ④ 県は貸付審査会を開催し、貸付の可否を審査し、その結果を申請者に通知する。
- ⑤ 金銭消費貸借契約を締結する。なお、貸付対象設備に譲渡担保を設定、又は土地建物に抵当権を設定する。譲渡担保物件に損害保険を付し、保険金請求権に質権を設定する。
- ⑥ 貸付金を借入申請者の口座に振り込む。
- ⑦ 借入申請者は設備費の全額を支払った後に完了届を提出する。
- ⑧ 県は完了届の内容を確認するための調査を行う。
なお、借入申請者は毎決算期後、利用状況報告書を提出する。

2. 貸付金の管理状況

(1) 貸付金の種類別残高

平成11年度末の貸付金の種類別残高は次のとおりである。

なお、設備近代化資金のうち設備貸与資金については、貸付先が一般事業者ではなく、財団法人あきた産業振興機構に対するものであることから、残高の内訳から除いている。

(単位：千円)

高度化資金（商業）			
種 類	残 高	貸 付 先	所 管 課
店舗等集団化資金	2,050,103	協同組合	商工業振興課
小売業商業商店街近代化資金	2,914,247	商業従事者	//
特定商店街共同施設資金	969,372	協同組合	//
小売商業店舗共同化資金	407,365	//	//
共同施設資金	456,772	//	//
特定豪雪地帯商店街共同施設資金	19,897	//	//
情報化共同資金	12,760	//	//
集積区域整備資金	85,800	商業従事者	//
施設集約化資金	750,840	協同組合	//
計	7,667,156		
高度化資金（工業）			
種 類	残 高	貸 付 先	所 管 課
工場等集団化資金	307,892	協同組合	商工業振興課
工場共同利用資金	1,637,034	協同組合	//
共同施設資金	172,690	協同組合等	//
公害防止設備リース資金	1,318	協同組合	//
省資源・省エネルギー設備資金	157,909	//	//
共同公害防止資金	6,342	協業組合	//
工場共同化資金	225,484	//	//
特別広域高度化資金	5,402	中小企業総合事業団	//
企業合同資金	560,000	製造業者	//
計	3,074,074		
設備近代化資金			
種 類	残 高	貸 付 先	所 管 課
設備近代化資金	849,275	製造業者等	商工業振興課
計	849,275		
合計	11,590,506		

(2) 過去5年間の貸付金残高の推移

下表のとおり、残高ベースでは高度化資金はほとんど変動がなく、設備近代化資金は若干減少傾向にある。

(単位：千円)

種 類 \ 年 度	平成 7 年度末	平成 8 年度末	平成 9 年度末	平成 10 年度末	平成 11 年度末
高度化資金(商業)	6,145,027	7,431,328	7,640,847	7,313,598	7,667,156
// (工業)	3,296,902	3,073,336	2,909,168	3,255,287	3,074,074
設備近代化資金	1,268,484	1,300,878	1,197,978	1,013,354	849,275
合計	10,710,415	11,805,544	11,747,994	11,582,239	11,590,506

(3) 過去5年間の新規貸出件数・金額の推移

(単位：千円)

種 類 \ 年 度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
高度化資金(商業)	(20 件) 1,047,270	(24 件) 1,728,030	(10 件) 630,950	(6 件) 130,200	(5 件) 836,640
// (工業)	(1 件) 1,910	(0 件) 0	(1 件) 945	(1 件) 560,000	(1 件) 877
設備近代化資金	(31 件) 225,373	(30 件) 400,881	(31 件) 232,087	(21 件) 156,880	(17 件) 138,888
合計	(52 件) 1,274,553	(54 件) 2,128,911	(42 件) 863,982	(28 件) 847,080	(23 件) 976,405

新規貸付件数・金額ともに減少傾向にあるが、その原因として以下のことが考えられる。

① 高度化資金

- ア. 商店街づくり、協同組合による協業化・集約化等の事業が一段落したこと
- イ. 小規模事業者が大規模小売店舗の進出に対する対応策を見出せないまま、新規投資をためらう状況にあること

② 設備近代化資金

- ア. 長期の景気停滞による製造業の設備投資意欲の減退によって、資金需要が減少していること
- イ. 市場金利が著しく低下したことによって、無利息のメリットが以前ほど感じられないこと
- ウ. 産業構造が、ハードからIT産業などのソフトの分野へ移行しつつあること

3. 延滞債権の管理状況

(1) 実質的な延滞債権の現状

「収入未済額」と「期限未到来額」に区分した平成11年度末貸付金残高の内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

区 分	収入未済額		期限未到来額	合計
	過年度分	現年度分		
高度化資金（商業）	191,619	10,288	7,465,249	7,667,156
高度化資金（工業）	577,935	142,069	2,354,070	3,074,074
設備近代化資金	131,712	2,317	715,246	849,275
合計	901,266	154,674	10,534,565	11,590,506

上記の表において、収入未済額を有する貸付先に係わる、平成12年度以降返済期限が到来する金額は「期限未到来額」に含まれている。

そこで、平成11年度末の収入未済額とそれらの債権の期限未到来額を実質的な延滞債権とみなして集計すると下記のとおりである。

(単位：千円)

延滞債権 種 類	実質的な延滞債権			合計
	過年度収入未済額	現年度収入未済額	期限未到来額	
高度化資金（商業）	191,619	10,288	110,589	312,496
//（工業）	577,935	142,069	1,258,785	1,978,789
設備近代化資金	131,712	2,317	0	134,029
合計	901,266	154,674	1,369,374	2,425,315

期限未到来額は10,534,565千円であるが、このうち収入未済額に係る期限未到来額1,369,374千円が含まれている。これは期限未到来の貸付金のうち、13.0%が回収困難となるおそれのある貸付金であることを意味する。

次に、実質的な延滞債権を回収可能性の観点から4種類に分類する。

(単位：千円)

延滞債権 種類	回収不能 債権	破綻債権	貸倒懸念 債権	要注意債権	合計
高度化資金（商業）	0	192,974	117,187	2,334	312,496
高度化資金（工業）	74,383	109,461	1,794,944		1,978,789
設備近代化資金	70,465	62,817		747	134,029
合計	144,848	365,252	1,912,132	3,081	2,425,315

実質的な延滞債権 2,425,315千円のうち、要注意債権を差し引いた延滞債権は 2,422,233千円であり、貸付金全体の 20.8%を占めている。これは、過年度及び現年度の収入未済額

1,055,940 千円より 1,366,293 千円、貸付金総額に対する延滞債権の比率で 11.7%増加している。

なお、延滞債権に係る未収利息の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

種類	延滞債権	回収不能債権	破綻債権	貸倒懸念債権	要注意債権	合計
高度化資金（商業）	0	16,910	0	106	17,017	
高度化資金（工業）	264	2,777	128,500	0	131,542	
設備近代化資金	—	—	—	—	—	
合計	264	19,688	128,500	106	148,559	

(注) 設備近代化資金は無利子融資制度であるため、未収利息は発生しない。

(2) 実質的な延滞債権の管理状況

① 平成11年度までは、商業関係の高度化資金の債権管理は商政課、工業関係の高度化資金及び設備近代化資金の債権管理は工業振興課の所管となっており、各課で個別に債権管理を行ってきた。

② 平成12年度から企業支援センターが設置された。

商業・工業の貸付部門が統合されたことを契機に、バブル崩壊後不景気が長期化し償還が困難になる案件が増えてきたこと、貸付案件が一段落し数年後から大量の償還が始まること等の理由から、今後の債権管理の在り方について検討が行われた。

今後は、貸付業務よりも債権管理が業務の中心となるのと、金融機関の不良債権問題が社会の注目を集めており、公的資金であっても民間金融機関に準じた取り扱いが必要になるとの認識から、中小企業高度化資金債権管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、具体的な検討作業に入っている。

③ 商業関係の貸付は、その大部分が商店街や協同組合等を対象とした貸付であることから、貸付先の延滞情報について組合等を通じて比較的早く入手できる状況にあった。

④ 工業関係の貸付は、商業と異なり個別事業所ごとの貸付が多く、延滞に関する迅速な情報収集が難しい状況にあり、また、新産業の創造や新製品の開発の支援等、商業関係の貸付に比べて政策色が強く、新規の貸付が優先され債権管理が遅れ気味であった。

延滞債権の処理については、分納相談や連帯保証人への償還依頼等を行ってきたが、抵当権の実行を含む貸付先の財産処分までは手が回らないことも多かった。

⑤ 企業支援センター設置前は、商業・工業の所管が両課に分かれていたため、県として統一した延滞債権についての処理基準が設けられていなかったため、延滞債権が発生するごとに、担当者が上司と相談のうえ対応を決定していた。また、高度化資金等の貸付は産業振興政策であり、民間金融機関の融資とはその政策が異なるため、回収にあたっては貸付先の事情をできるだけ考慮した対応になるのはやむをえないという考えが支配的であった。

4. 監査の結果

(1) 合規性の検証

① 貸付手続の検証

平成11年度の高度化資金の新規貸付は6件 837.517千円、近代化資金の新規貸付は17件 138,888千円であるが、これらの貸付手続が高度化資金貸付要綱又は設備近代化資金貸付要綱に準拠して実施されているか確認するため、新規貸付全件について関係書類を調査した。

この結果、貸付の審査、決定、資金交付にいたる手続は、監査意見に記載した事項を除き法令等定められた基準に従って適正に実施されているものと認められた。

② 貸付金残高の妥当性の検証

貸付金の残高の妥当性を検証するため、貸付金残高一覧表における平成11年度末債権残高及び未収金の相手先残高と貸付台帳を照合した。この結果、貸付金の残高は正確であることを確認した。

(2) 多額の回収不能債権が累積しているが、債権の適正な開示のために、また、前向きに債権管理業務を行うためにも、回収不能債権については債権放棄手続による不納欠損処分への移行を考慮すべきである。

(3) 破綻債権については、破綻の実態を再度確認のうえ、法的手続を適用し残余財産の分配を受けるか、長期分割回収を図るか、いずれか有利な方法を判断し、速やかに回収方針を策定し実行すべきである。

(4) 貸倒懸念債権については、長期分割回収を継続し、更に1回当たりの返済額を増額すべくなお一層指導・督促を強化すべきである。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 合規性の監査手続を実施した結果、設備近代化資金に係わる貸付審査会における貸付の審査経緯等に関する書類の作成が不十分である。今後検討を要する。

(2) 収入未済分に係る期限未到来分を含めて実質的な延滞債権と認識し、延滞債権の総額として管理し、延滞債権の相手先残高及び合計額が一見して理解できるような資料を作成することについて検討すべきである。

(3) 県は、延滞債権の回収金額の充当順位を規定していないため、長期分割返済については、元金の回収を優先し、延滞損害金を元金完済後徴収することとしているが、未収延滞損害金の徴収が困難となる一因となるので、貸付先の状況を個別に把握し、できるだけ元金と延滞損害金を並行して徴収するよう対応すべきである。

- (4) 貸付金の回収は、返済期日の約1ヶ月前に納入通知書を「返済期日到来のお知らせ」とともに貸付先に郵送し、貸付先は返済期日に納入通知書によって銀行振込の方法によって送金する。このため、資金繰りの逼迫した貸付先は、民間金融機関への返済が口座引き落としになることから、県への送金が後回しになることは否めない。したがって、一般的に県と貸付先とは金融機関のような日常の取引がないため、貸付先の動向を常時把握することに限界があるとはいえ、貸付先とのコンタクトを一層密にし、延滞防止の施策を講じなければならない。
- (5) 県は、今後の債権管理の基本的な考え方や方法・手続を定めたマニュアルを作成し、実施方法を検討している。マニュアルの実施にあたっては、貸付先の経営情報を適時把握・分析し、資産の自己査定に基づく債権分類により、貸付先に対する指導・助言を重点とした業務に傾注すべきである。
- (6) なお、県の融資は、産業の振興・発展に目的があるから、民間金融機関と同様の回収手続をとるべきではないとの考え方があるが、資金の原資が税金であること、貸付先が事業者であって他の貸付金とは異なり必ずしも社会的・経済的な弱者であるとは言い難いことを考慮すると、貸付先の事業意欲の有無、再建計画の実現可能性等を十分に配慮のうえ、原則に則った確実、迅速な回収業務の遂行が望まれる。

第8 秋田県社会福祉施設整備資金

(長寿社会課・障害福祉課・子育て支援課・福祉政策課)

1. 制度の概要

(1) 制度の目的

社会福祉施設の整備を積極的に推進することを目的として、社会福祉事業を行うものに対して施設整備資金を県が単独で貸付けるために設けられた基金である。対象とする社会福祉事業とは、知的障害児施設、児童福祉施設、身体障害者養護施設及び特別養護老人ホーム等の運営事業をいう。平成11年度において貸付金総額は738,478千円（うち当会計年度新規貸付分は133,200千円）であるが、必要に応じて予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることが可能となっている。

(2) 根拠法令等

秋田県社会福祉施設整備基金条例（以下「施設整備基金条例」という。）

秋田県社会福祉施設整備資金貸付要綱（以下「施設整備資金貸付要綱」という。）

(3) 貸付対象者

- ① 社会福祉法人及び日本赤十字社秋田県支部（第1種社会福祉事業に限る）
- ② 市町村（第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人に資金を貸付けるものに限る）

(4) 貸付対象事業

当該資金が対象とするのは、以下の3つの場合である。

- ① 社会福祉施設の設備備品の整備に必要な資金
- ② 施設の補修に必要な資金
- ③ 施設の新設、改築、拡張若しくは改造に必要な資金

(5) 貸付及び返済条件

① 貸付金額（平成2年度改定以降）

下限 1,000千円

上限 ア. 施設の設定備品の整備に必要な資金・・・ 3,000千円

イ. 施設の補修に必要な資金・・・・・・・・ 5,000千円

ウ. 施設の新設、改築等に必要な資金・・・・ 20,000千円

② 返済期限（平成2年度改定以降）

貸付金の償還期限は、貸付金額が5,000千円未満の場合は10年以内、5,000千円以上の場合は15年以内となる。

③ 貸付利子

無利子である。

④ 延滞利息

借受人が所定期日までに償還しなかったときは、元金に対し 10.75%の延滞利息が発生する。

⑤ 連帯保証人

借入申込者は連帯保証人として理事のうちから3名（理事長含む）以上を立てなければならない。ただし、借入申込者が市町村及び日本赤十字社秋田県支部の場合には保証人は不要である。

⑥ 貸付金の返還

借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

- ア. 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
- イ. 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けをうけたとき
- ウ. 故意に償還金の支払を怠ったとき
- エ. 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

(6) 過去5年間の貸付金の推移

【貸付金残高及び貸付残件数の推移】

(単位：千円)

年度 種類	平成7年度末	平成8年度末	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末
残高（長寿社会課）	322,207	331,828	315,993	358,211	353,245
貸付残件数	45件	44件	44件	48件	50件
残高（障害福祉課）	204,879	187,616	170,392	184,763	210,431
貸付残件数	33件	31件	31件	32件	35件
残高（子育て支援課）	169,826	173,439	152,412	132,056	152,806
貸付残件数	34件	32件	31件	27件	26件
残高（福祉政策課）	10,000	29,000	26,662	24,329	21,996
貸付残件数	1件	2件	2件	2件	2件
貸付金残高合計	706,912	721,883	665,459	699,359	738,478
貸付残件数合計	113件	109件	108件	109件	113件

過去5年間において、各課における貸付金残高及び貸付残件数に特に大きな増減はみられず、また、基金のほぼ全額を利用しており、利用状況は良好である。

【新規貸付金額及び件数の推移】

(単位：千円)

種類	年度				
	平成7年度末	平成8年度末	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末
新規貸付額（長寿社会課）	20,000	45,000	20,000	78,710	44,000
新規貸付件数	2件	3件	1件	5件	3件
新規貸付額（障害福祉課）	27,000	8,000	5,900	36,700	50,000
新規貸付件数	2件	1件	2件	3件	3件
新規貸付額（子育て支援課）	19,000	25,000	—	—	39,200
新規貸付件数	2件	2件	—	—	2件
新規貸付額（福祉政策課）	—	20,000	—	—	—
新規貸付件数	—	1件	—	—	—
新規貸付金額合計	66,000	98,000	25,900	115,410	133,200
新規貸付件数合計	6件	7件	3件	8件	8件

平成11年度は、平成10年度からの繰越現金 45,400 千円に、平成11年度の償還金 94,081 千円を原資として 133,200 千円の貸付を行っている。また、平成11年度末の基金の繰越現金残高（未貸付額）は、6,281 千円である。

(7) 貸付手続

貸付手続は概ね次のとおりである。

① 借入申込み

整備予定がある対象施設は、県に対して設計図・見積・資金調達書を提出する。

② 審査

提出書類をもとに県の審査会にかける。施設整備資金貸付要綱第5条により、貸付を受けることができるのは次の各号に掲げる条件に適合したものとされている。

- ア. 社会的に信用があり、貸付金の使途が適切で、貸付の目的を有効に達成できる見込みがあること
- イ. 資金計画が適切であり、償還について確実な見込みがあること
- ウ. 連帯保証人の保証能力が確実であること
- エ. 担保物件を徴した場合は、それが確実であること

③ 書類提出

県の審査会が貸付を承認した場合、借入予定施設は正式に貸付申込書等を提出する。申込みにあたっては、施設整備資金貸付要綱の定めにより以下の提出書類が求められている。

- ・施設整備計画
- ・資金計画に関する証拠資料
- ・償還計画
- ・償還財源に関する証拠書類

- ・ 財産目録
- ・ 負債の状況
- ・ 連帯保証人調書
- ・ 連帯保証人に関する書類
- ・ 当該借入金にかかる理事会議事録（市町村の場合は議決書）
- ・ 当該事業の見積書及び設計図
- ・ その他必要な添付書類

④ 決定

決定の際には、県から借入申込者に対して貸付決定通知書が発行される。

⑤ 報告

借受人は資金の貸付事業報告書を作成し、事業完了後3ヶ月以内に知事に提出するものとし、知事は報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、適正でない事項があるときは、速やかに必要な指示を行う。貸付事業報告書には、貸付後に貸付金がどのように運用されたかについて、

- ア．工事に係る収支計算書
- イ．工事完成結果の検査済み証の写し
- ウ．完成後の写真

等を添付して状況を示す。

⑥ 延滞債権の督促手続

延滞債権の督促等に関しては、施設整備基金条例及び施設整備資金貸付要綱で特に定められていないため、財務規則によっている。

2. 貸付金の管理状況

制度発足以来、期日遅れの入金や回収不能となった債権は1件も発生していない。

3. 監査の結果

(1) 平成11年度新規貸付分8件全件について、貸付手続の合規性について検証するため、借入申込書類、審査書類等を検討した。この結果、事務処理手続は以下に記載する点を除いて法令等定められた基準に準拠し適切に行われていたと認められる。

(2) 連帯保証について

貸付要綱において、社会福祉法人に対する貸付金については、理事長を含む3人以上の連帯保証人を立てる必要があるが、これらの貸付先はいずれも市町村からの補助金を返済財源とするため償還に問題はないという理由で、平成11年度までに長寿社会課で実施した7件の貸付金については連帯保証が全く付されていない。社会福祉法人が借入申込者の場合には、社会福祉施設整備資金貸付要綱どおり連帯保証人が必要である。

(3) 借入金の運用実績について

社会福祉施設整備資金貸付要綱において、「借受人は資金の貸付事業報告書を作成し、事業完了後3ヶ月以内に知事に提出するものとする」とある。しかし、平成11年度に新規に貸付けた8件のうち2件については貸付事業報告書の提出が約9ヶ月後に行われていた。今後、適時に貸付金の運用状況を確認するために、規定どおり3ヶ月以内に入手しなければならない。

第9 公的医療機関等設備整備資金（医務薬事課）

1. 制度の概要

（1）制度の目的

公的医療機関等における医療施設の近代化を促進するため、公的医療機関が行う医療機械器具等の設備整備事業に対して、市中金融機関と比較して有利な条件での資金貸付を実施している。平成11年度における貸付金残高は2,272,142千円（うち当会計年度新規貸付分は487,700千円）であるが、必要に応じて予算の定めるところにより基金に追加積み立てが可能となっている。

（2）根拠法令等

- ① 秋田県公的医療機関等設備整備基金条例
- ② 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（以下「設備整備資金貸付規則」という。）
- ③ 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付要綱（以下「設備整備資金貸付要綱」という。）

（3）貸付対象者

- ① 医療法第31条に規定する公的医療機関
- ② 救急病院等を定める省令第2条に規定する救急病院又は救急診療所
- ③ 一定の地域以内の医師を会員として民法第34条の規定により設立された社団法人である医師会が開設する医療機関

（4）対象事業

当該貸付金が対象とするのは以下の二つの整備事業である。

- ① 病院又は診療所における診断、治療、検査、調剤、看護等の機能の充実に必要な機械器具の整備事業
- ② 診療用放射線装置の整備に伴う放射線防護設備のように、当該貸付金により整備する設備整備事業の附帯設備整備事業

（5）貸付条件

- ① 貸付利率・・・ 年3%以内において毎年貸付規則を改定して定める。（平成11年度実績1.9%）
- ② 償還期間・・・ 据置期間1年間を含めて7年以内
- ③ 償還方法・・・ 元利均等年賦償還
- ④ 延滞利息・・・ 延滞元利金に年10.75%の割合を乗じて算出する（延滞利息は、一般会計の収入となる）
- ⑤ 繰上償還・・・ 資金の貸付を受けた者が、資金を貸付の目的以外に使用したとき又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせ

ることができる。また、資金の貸付を受けた者は、貸付金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(6) 貸付金額

① 貸付の上限額

個々の貸付先に対して上限は特に設定されておらず、単年度の新規貸付枠は 500,000 千円以内である。

② 貸付の下限額

整備事業費に下限が設定されており、原則として、病院の場合は 1 件につき 5,000 千円以上、診療所の場合は 1 件につき 1,000 千円となっている。

(7) 貸付利息

当貸付において発生した利息は一般会計へ運用益として繰り入れている。平成 11 年度の一般会計への貸付利子収入は 41,233 千円である。

(8) 貸付金の推移

【過去 5 年間の貸付金残高推移】

(単位：千円)

貸付金	年度	平成 7 年度末	平成 8 年度末	平成 9 年度末	平成 10 年度末	平成 11 年度末
公的医療機関への貸付金額		1,657,351	1,666,196	1,622,551	1,651,699	1,649,572
救急病院、救急診療所及び医師 会立医療機関への貸付金額		484,286	526,023	605,057	603,563	622,569
貸付金額合計 (貸付残数)		2,141,637 (128 件)	2,192,219 (123 件)	2,227,609 (114 件)	2,255,263 (110 件)	2,272,142 (105 件)

平成 11 年度末の貸付金総額は 2,272,142 千円である。上記の表における貸付件数は、各貸付事案の合計を示しており、貸付先数は平成 11 年度末現在 27 医療機関である。

貸付金額及び貸付件数は過去 5 年間に於いて大きな変動はない。

【過去5年間の新規貸出件数・金額推移】

(単位：千円)

貸付先	年度	平成7年度末	平成8年度末	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末
公的医療機関への貸付金額		362,000 (11件)	365,300 (8件)	316,650 (7件)	386,800 (7件)	351,300 (8件)
救急病院、救急診療所及び医師 会立医療機関への貸付金額		128,000 (7件)	134,700 (6件)	180,600 (6件)	113,200 (7件)	136,400 (5件)
貸付金額合計 (貸付件数合計)		490,000 (18件)	500,000 (14件)	497,250 (13件)	500,000 (14件)	487,700 (13件)

平成11年度は、償還元金470,820千円に一般会計の積立金16,879千円を加えた487,700千円を原資として貸付を行っている。過去5年間の新規貸付は、当基金の単年度の貸付金上限額である500,000千円近くまで行われており、当基金の利用状況は良好である。

(9) 貸付手続

① 貸付申込

貸付にあたっては、県内の医療機関に貸付募集の通知を行い、希望医療機関から借入申込書等を提出させている。具体的には、設備整備資金貸付規則及び設備整備資金貸付要綱で以下の書類の提出が求められている。

- ・借入申込書
- ・事業計画書
- ・当該事業に係る全体計画の概要
- ・当該事業に係る機械器具の説明書又は工事の設計図書
- ・当該事業に係る見積書又は契約書
- ・当該医療機関の経営状況に関する調書
- ・その他特に必要と認めて指示した書類

② 審査

貸付時の審査として、事前に貸付先病院・診療所に対してヒアリングを実施している。ヒアリングは主に病院の医療方針、過年度利用状況、過年度決算状況、当年度利用見込み、設備資金計画及び医療従事者の状況等について行われている。なお、近年審査に際し、貸付先の病院・診療所の決算状況を重視している。

③ 貸付決定

審査後、貸付決定の際には貸付決定通知書が発行される。

④ 事業報告の実施状況の調査

貸付実施後に、貸付金が本来の目的に使用されているか確認するため、設備整備資金貸付規則及び設備整備資金貸付要綱で以下の書類の提出が求められている。

- ・事業実施報告書
- ・収支精算書
- ・当該事業に係る契約書
- ・医療機械器具の検収調書又は工事の竣工検査調書
- ・事業の完了状況を示す写真
- ・その他特に必要と認められた書類

⑤ 延滞債権の督促手続

延滞債権の督促等に関しては設備整備資金貸付規則及び設備整備資金貸付要綱で特に定められていないため、財務規則によっている。

2. 延滞債権の管理状況

(1) 延滞債権の有無

平成11年度末の延滞債権は83,744千円、未収利息は1,940千円である。この他に延滞発生時(平成11年11月2日)から完済日まで年10.75%の割合による違約金が発生している。平成12年12月8日時点での違約金額は9,939千円となっている。

(2) 延滞債権の回収可能性

当該延滞債権は、債務者及び連帯保証人の返済資力の状況からみて、事実上ほぼ全額が回収困難な状況にある。

3. 監査の結果

(1) 合規性の監査結果

当該資金の貸付に関する事務処理手続が法令等定められた基準に準拠して実施されているかを確認するため、関係書類の調査を行った結果、適切に行われていると認められた。

(2) 債権保全手続

「監査意見(1)債権保全手続の遅滞について」に記載のとおり、延滞債権に対する債権保全手続に遅れがみられる。

4. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 債権保全手続の遅滞について

財務規則によると、延滞債権については、遅滞なく催促状、繰上償還通知及び納入通知書を発送する必要がある。さらに、債権の保全上特に必要と認めるときは、裁判所に申請し、仮差押え又は仮処分の手続をしなければならない。

本件については、債権の回収可能性が非常に低いため、遅滞なく債権保全の手続を実施すべきであったと考えられるが、県が、平成11年8月に実質的に回収不能になった債権について、貸付先と債権回収に関して具体的に交渉を開始したのは平成12年6月になってからであった。県はその損失を最小にする方法として、延滞発生以後、貸付先と長期の任意分割返済を求める方向で話し合ってきたというものの、閉院からおおよそ1年近く経た平成12年

12月に裁判所に対して申し立てを行っているのは、結果的に債権保全手続に遅滞があったといわざるをえない。

今後、延滞債権が発生した際には法令等定められた基準に従い、速やかに処理することが望まれる。

(2) 債権保全手続の方法について

平成11年度において貸付金が事実上ほぼ全額回収困難となったのは、人的担保として連帯保証人を1人付していたのみで、何ら物的担保を設定していないことが大きな原因であったと思われる。そこで、以下の事項を検討する必要がある。

① 連帯保証人の保証能力の検討

貸付時に連帯保証人を立てさせているが、現在のところ保証人の保証能力について何ら検討を行っていない。連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。

② 連帯保証人の追加

現在、関係規則において連帯保証人を1人設定することになっている。しかし、当貸付は金額が多額となることが予想されるため、貸付金額に応じて連帯保証人を追加することを検討する必要がある。

③ 物的担保の設定

現在は貸付時に何ら物的担保を設定していない。しかし、上述のとおり、貸付金額が高額となることが予想されるため、債権保全の観点からは何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。

(3) 貸付金額の上限設定について

現在は各貸付先への貸付金額が合計して単年度で5億円以内に納まるのであれば、特に各貸付先への金額上限は設けられていない。(平成11年度における1件あたりの新規貸付の最高額は85,000千円である。)しかし、回収可能性を考えると、貸付先の規模や財政状況に応じて貸付金額の上限を設定する必要性について検討する必要がある。

(4) 事業実施報告書等の提出時期について

現在、事業報告書については、提出期限が設定されていないため、実務上は貸付先に対しては特に期限を設定せず、速やかな提出を求めるということになっている。このため、事業完了後1年近く経た後に提出されているものもみられる。この点につき、他の貸付金に見られるように「事業完了後3ヶ月以内に提出する」といった規定を設けるか、もしくは適時に提出されるような規定を整備すべきである。

II. 財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業
振興公社）の運営状況について

目 次

第1 監査の概要

1. 監査の種類1
2. 選定した特定の事件1
3. 外部監査の対象期間1
4. 事件を選定した理由1
5. 監査の方法1
6. 監査の実施期間2

第2 財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業振興公社）の概要

1. 事業の目的・概要2
2. 公社の組織2
3. 事業別の概要3

第3 監査の結果

1. 設備貸与事業・機械類貸与事業における貸付事務の執行状況について8
2. 県の補助事業における事務の執行について8
3. 設備貸与事業及び機械類貸与事業における未収債権の回収可能性の
評価について8
4. 補助事業別の収支の把握について10
5. 中小企業設備近代化資金貸付制度の貸付事務の一部委託について10

第4 監査の結果に添えて提出する意見

1. 事業コストの把握方法について10
2. 債務者別債権残高の把握について11
3. 創造的中小企業創出支援事業の事務効率について11

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業振興公社）の運営状況について
なお、財団法人あきた産業振興機構は、平成12年4月1日、財団法人秋田県中小企業振興公社と財団法人秋田テクノポリス開発機構が統合して設立された公益法人である。外部監査は旧 財団法人秋田県中小企業振興公社の運営状況を対象とすることとした。

3. 外部監査の対象期間

平成11年度（平成11年4月1日から平成12年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 事件を選定した理由

秋田県では、中小企業の経営の健全な振興発展を図るため、融資制度や経営支援対策等の施策を推進している。施策の実行機関の中核となっているのが財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業振興公社）であり、その運営状況については県民が相当な関心を寄せているところである。そこで、財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業振興公社）について、県との関係すなわち事業費の貸付関係、補助金の交付等を中心にその運営状況を明らかにするため当該事件を選定した。

5. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 設備貸与事業・機械類貸与事業において、債権の回収可能性に問題はないか。
- ② 設備貸与事業・機械類貸与事業の貸付事務の執行状況は、法令等定められた基準に従い適切に処理されているか。
- ③ 補助事業において、補助金等の交付の決定、補助金等の交付、実績報告及び補助金等の額の確定等の事務手続は、法令等定められた基準に従い適切に処理されているか。

(2) 主な監査の手続

- ① 設備貸与事業・機械類貸与事業の貸付事務の執行状況における監査手続
 - ア. 貸付の実行について、証拠書類・関係書類と照合し、法令等定められた基準に準拠しているかどうか確かめた。
 - イ. 償還について、証拠書類・関係書類と照合し、法令等定められた基準に準拠しているかどうか確かめた。
 - ウ. 未収債権の管理・回収業務の状況を関係帳票、担当者への質問等により把握した。

② 補助事業の事務の執行状況における監査手続

- ア. 補助金等の交付の決定、補助金等の交付について、証拠書類・関係書類と照合し、法令及び予算の定めに従っていないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定が妥当かどうか確かめた。
- イ. 補助金等の実績報告、補助金の額の決定について、補助事業等実績報告書等を証拠書類・関係書類と照合し、補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるか確かめた。
- ウ. 受託収入、分担金収入、受取利息について、証拠書類・関係書類と照合し、法令等定められた基準に準拠しているかどうか確かめた。

6. 監査の実施期間

平成12年6月14日から平成13年2月6日まで

第2 財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業振興公社）の概要

1. 事業の目的・概要

財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業振興公社）（以下「公社」という。）は、中小企業の経営の合理化及び近代化を促進し、もってその健全な振興発展に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、次の事業を行う。なお、実施する事業は全て公益事業であり、収益事業は実施していない。

- ・設備貸与事業（国の制度）
- ・機械類貸与事業（県の制度）
- ・下請企業振興事業
- ・中小商業活性化事業
- ・中心市街地活性化事業
- ・創造的中小企業創出支援事業
- ・ビジネスサポートセンター運営事業
- ・中小企業情報センター事業
- ・情報化基盤整備促進事業

2. 公社の組織

平成11年度末における公社の組織は、役職員数は43名であり、総務部、取引推進部、金融助成部、中小企業情報センターに大別されている。各部門の主な業務内容は以下の通りである。

- ・総務部……………企画・調整、予算・決算・会計、人事、庶務

- ・取引推進部……下請企業振興事業、ビジネスサポートセンター運営事業等
- ・金融助成部……設備貸与事業、機械類貸与事業、創造的中小企業創出支援事業等
- ・中小企業情報センター……情報センター事業、情報化基盤整備促進事業、
中小商業活性化事業、中心市街地活性化事業等

3. 事業別の概要

会社の平成11年度の事業別の概要は以下のとおりである。

(1) 設備貸与事業（国の制度）

① 事業の概要

中小企業近代化資金等助成法に基づき、中小企業者に対して近代化、合理化を推進するための生産設備等・ハイテク機器・情報関連機器の貸与及びハイテク等新鋭設備のリースを行う。

② 県との関係（平成11年度又は平成12年3月31日現在）

ア. 出資関係

県の出資金残高（会社の基本財産）30,000千円

イ. 事業費の貸付関係

県の貸付金残高（長期）923,056千円（無利子）

会社は、上記の県借入金及び中小企業金融公庫借入金（年度末残高855,330千円）を原資として設備貸与及びリースを行い、貸付先等から割賦損料又はリース料を受取り、この事業収益により設備貸与事業に係る費用を賄っている。

ウ. 補助金の交付

該当なし

エ. 県の業務委託関係

該当なし

(2) 機械類貸与事業（県の制度）

① 事業の概要

国の設備貸与制度の補完的事業として行われている。中小企業者に設備、高性能機械、コスト削減対策機械類の貸与及びリースを行う。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

県の貸付金金額（短期）4,099,120千円（無利子）

年度末には返済され、期首に再び貸付が行われている。

会社は、上記の県借入金を原資として機械類貸与及びリースを行い、貸付先等から割賦損料又はリース料を受取り、この事業収益により事業に係る費用を賄っている。

ウ. 補助金の交付

該当なし

エ. 県の業務委託関係

中小企業設備近代化資金貸付制度の貸付事務の一部を委託している。

委託金額 3,050 千円

(3) 下請企業振興事業

① 事業の概要

下請中小企業振興法に規定される下請企業振興協会として、県内中小企業とりわけ下請中小企業の総合的な生産能力の向上、取引先親企業の多様化への対応、新分野進出、販路拡大等を図り活力ある企業への発展に寄与するために、以下の事業を実施している。

ア. 下請取引あっせん事業

関東地区など県内外の発注企業と県内の受注企業が参加する商談会の開催や、県内企業の技術・製品等の紹介、発注企業の情報収集・提供の実施。

イ. 経営等指導事業

下請中小企業における経営の合理化や新分野への進出に講習会・研究会の開催及び生産管理等の課題に対する指導助言。

ウ. 苦情紛争処理事業

下請取引の適正化を支援するため下請事業者や親事業者からの苦情等の相談、顧問弁護士による法律相談の実施。

エ. 調査情報提供事業

「受発注情報あきた」の発行による発注情報、受注希望情報等の下請取引あっせん情報の提供や、下請取引に関する法令等の講習会の開催、インターネットによる下請企業の製品や設備・技術力の情報提供、下請取引条件に関する調査の実施。

オ. 販路拡大支援事業

県内中小企業に対する製品の販路拡大のための相談・指導の実施。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

該当なし

ウ. 補助金の交付

県の下請企業振興事業補助金 100,887 千円

公社はこの補助金により下請企業振興事業を実施している。

エ. 県の業務委託関係

販路拡大支援事業に係る委託費 4,351 千円

(4) 中小商業活性化事業

① 事業の概要

商店街等が実施する活性化事業に係るソフト事業（調査・計画策定、事業設計・システム開発、実験的事業運営、にぎわい創出）に対する助成を行う。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

県の貸付金残高(長期) 1,600,000 千円(無利子)(うち、中小企業総合事業団から県に 800,000 千円貸付)

公社は、この借入金により基金を造成し、その運用益により事業を実施している。

ウ. 補助金の交付

該当なし

エ. 県の業務委託関係

該当なし

(5) 中心市街地活性化事業

① 事業の概要

商工会、商工会議所等が行う中心市街地における中小商業の活性化事業(合意形成事業、業種構成・店舗配置適正化管理事業、広域ソフト事業、事業設計・システム開発事業)に対する助成を行う。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

県の貸付金残高(長期) 250,000 千円(無利子)(うち、中小企業事業団から県に 250,000 千円貸付)

公社は、この借入金により基金を造成し、この基金の運用益及び受入れた補助金(運用益と同額)により事業を実施している。

ウ. 補助金の交付

県の補助金 2,496 千円

県は基金の運用益と同額の補助金を交付している。

エ. 県の業務委託関係

該当なし

(6) 創造的中小企業創出支援事業

① 事業の概要

新技術と新製品の開発を行う企業及び発展性のある独創的技術・ノウハウを持つ起業者の新規創業等に対する、間接投資、直接投資及び債務保証の投資(金融)支援を実施している。また、ビジネスプラン実践スクール、ベンチャープラザ・秋田の開催も行っている。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

県の貸付金残高（長期）1,384,770 千円（無利子）（うち、中小企業総合事業団から県に 922,544 千円貸付）

公社は、この借入金により、基金を造成し、この基金及び基金の運用益により間接投資（投資預託金 180,000 千円）、直接投資及び債務保証を実施している。

ウ. 補助金の交付

県の補助金 3,179 千円（創造的中小企業創出支援事業運営費補助金）

エ. 県の業務委託関係

県のビジネスプラン実践スクール開催及びベンチャープラザ開催に対する委託費 2,740 千円

(7) ビジネスサポートセンター運営事業

① 事業の概要

県内の中小企業等が、首都圏で行う販路拡大、受注開拓、情報収集等の事業活動の拠点として活用できる共同オフィスの提供とその運営を行い、関東圏の発注企業等への訪問を通じて受発注情報の収集や提供、取引あっせんの支援を行う。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

県の貸付金残高（長期）78,006 千円

公社は、この借入金を敷金（施設保証金）に充当している。

ウ. 補助金の交付

県の補助金 34,987 千円

公社は、この補助金とブース使用料によりビジネスサポートセンターに係る運営費に充てている。

エ. 県の業務委託関係

該当なし

(8) 中小企業情報センター事業

① 事業の概要

県内中小企業の多様な情報ニーズに対応するため、以下の事業を通じて情報提供を行っている。

ア. 総合的コンサルティング事業

ソフトウェアの活用、ネットワーク構築のための専門家の派遣

イ. 広域連携情報ネットワーク整備事業

情報センターのインターネットシステム、中小企業スーパーネットの利用による中小企業の関連団体との連携強化や情報共有化の指導・推進

ウ. 地域中小企業経営動向分析事業

中小企業の情報ニーズに対応し、人事情報や企業情報などのデータベース機能の充実。
地域中小企業の経営環境及び動向の調査分析とその情報化共有の促進

エ. 小売商業活性化相談事業

小売商業支援センターへの専門家の派遣

オ. 中小小売商業情報提供事業

小売商業支援センターにおける図書・ビデオなど小売商業関連情報の収集・加工・情報提供。商業者の団体を対象としたセミナーの開催や情報誌の発行

カ. 特定派遣事業

中小企業情報センターの情報化指導として、指導担当職員の研修への派遣

キ. エネルギー使用合理化指導事業

省エネ・リサイクル法に基づく、省エネ設備の導入に関する情報提供。企業からの省エネ相談に対応するためのエネルギー相談員の配置や、企業エネルギー専門員による指導

ク. 環境・安全等対応推進事業

企業が自主的に環境保全対策に取り組むための、環境管理に関する情報提供。容器包装リサイクル法や改正廃棄物処理法に関する情報提供

ケ. 西暦2000年問題体制整備事業

コンピュータ西暦2000年問題対策に対する情報提供・指導

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

該当なし

ウ. 補助金の交付

県の補助金 71,203 千円

公社はこの補助金及び自己収入の賛助会収入8,925 千円等により情報センター事業を実施している。

エ. 県の業務委託関係

該当なし

なお、公社は、中小企業総合事業団よりエネルギー使用合理化設備導入促進指導事業及びコンピュータ西暦2000年問題対応事業を中小企業事業団より受託している。この受託料収入 17,275 千円をエネルギー合理化指導事務費及びコンピュータ西暦2000年問題整備事業費等に充当している。

(9) 情報化基盤整備促進事業

① 事業の概要

中小企業の経営に役立つ地域固有情報のデータベース等を充実するとともに、外部データベースの利用を促進する。情報化支援活動を行い、人材養成研修等への派遣人材を確保し、県内中小企業の情報化に対する正しい認識・理解、コンピュータ及びソフトウェアに関する基礎知識と活用方法、情報化の成功事例等に関する講習会の開催を行う。

② 県との関係

ア. 出資出えん関係

該当なし

イ. 事業費の貸付関係

該当なし

ウ. 補助金の交付

県の補助金（情報化基盤整備基金）300,000千円

公社は基金の運用益により情報化基盤整備促進事業を実施している。

エ. 県の業務委託関係

該当なし

第3 監査の結果

1. 設備貸与事業・機械類貸与事業における貸付事務の執行状況について

貸付事務の執行は、法令等定められた基準に従い適切に処理されている。ただし、3に記載した事項については、今後検討を要する。

2. 県の補助事業における事務の執行について

県の補助事業における事務の執行は、法令等定められた基準に従い適切に処理されている。ただし、4に記載した事項については、今後検討を要する。

3. 設備貸与事業及び機械類貸与事業における未収債権の回収可能性の評価について

設備貸与事業及び機械類貸与事業における未収債権とは、倒産等の事実が確認された企業（倒産企業）及び「支払延期願い書及び念書」の提出を受けてこれを承認した企業（支払遅延企業）に対する期限到来及び期限未到来の債権をいう（平成11年度の未収債権額は【注】参照）。また、将来の貸倒れの危険に備えて貸倒引当金を計上し、未収債権から貸倒引当金を控除して未収債権の回収可能額を表示している。

(1) 貸倒引当金の設定方法について

未収債権に対する貸倒引当金は、「中小企業設備貸与事業の適正な運営について」（中小企業庁長官通達 昭和57年12月24日）に基づき、平成11年度末に72,055千円計上している。この通達は、貸倒引当金の額について、未収債権金額から預り保証金を差し引いた金額に50%を乗じた金額を限度とすると規定している。公社では、この通達の限度額内で設備貸与事業、機械類貸与事業の事業別損益が均衡する額を計上している。

しかし、貸倒引当金は、将来の貸倒れの危険に備えるために、将来の回収不能額を見積り、これを債権金額から差し引くことにより、債権の回収可能額を適正に表示するため設定するものである。したがって、貸倒引当金は、個々の債権の状況に照らして回収不能と認められる額を算定することにより設定するべきである。

(2) 貸倒引当金の引当不足について

会社では、債権管理の一環として債権の分類を実施しており、この債権分類は平成11年度末では以下の通りである。

A	67,193 千円
B	125,851 千円
C	47,798 千円
合計	240,843 千円

Aは、約定通りの返済が行われなかったものの、資金繰り等の状況に合わせて更改した返済計画及び返済約定のとおりにはほぼ順調に返済が行われている相手先に対する未収債権をいう。

Bは、資金繰り等の状況に合わせて更改した返済計画及び返済約定のとおりに返済することができずに不定期的に返済を行う相手先に対する未収債権をいう。

Cは、債務者等の死亡や行方不明等から実質回収が困難と認められる未収債権をいう。

上記の分類から、回収不能と認められる額は、Cの債権の全額とBの債権の一部となる。Bの債権を個別に検討した結果、設備を競売中であるものの、債務者又は保証人が自己破産の申請中である等少額又は超長期の回収が見込まれるに過ぎない未収債権が多く、回収不能と認められる額が91,563千円となっている。

したがって、未収債権のうちCの債権47,798千円及びBの債権91,563千円の合計139,361千円が回収不能と認められる額となる。このうち、会社は未収債権に対する貸倒引当金として72,055千円計上しているため、引当不足が67,306千円認められる。

【注】未収債権の計算（平成11年度末）

会社の設備貸与事業・機械類貸与事業における平成11年度末未収債権から保証金及び信用保険により回収可能と思われる部分を差し引くと以下のとおりとなる。

未収債権金額	330,164 千円
保証金受領額	12,741 千円
信用保険金受領額	76,580 千円
差引未収債権金額	240,843 千円

未収債権は、貸借対照表上、未収割賦設備償還金、未収割賦損料、未収規定損害金として正常債権とは区分して表示されている（平成11年度末合計額248,975千円）。ただし、財団法人全国中小企業設備貸与機関協会の設備貸与機関標準会計基準に従い、貸借対照表の各勘定には期限未到来額を含めていないため、上記未収債権額（330,164千円）とは異なる。

4. 補助事業別の収支の把握について

公社は、県の補助事業を複数実施し、事業毎に区分経理を行っている。

補助金の精算において、補助対象事業費を超えて支出した額について補助金対象事業から補助金対象外事業へ、下記のような振替処理が行われている。

補助金の対象とならない臨時職員の給与の一部を、下請企業振興事業から機械類貸与事業へ373千円、ビジネスサポートセンター運営事業から機械類貸与事業へ600千円振替処理している。この結果、下請企業振興事業とビジネスサポートセンター運営事業の当期剰余金（収支差額）は均衡している。また、補助金の対象とならない1年間の超過勤務手当相当額の1,025千円を情報センター事業から情報化基盤整備事業へ振替処理している。この結果、情報センター事業の当期剰余金（収支差額）は16千円であり、収支はほぼ均衡している。

事業間の振替処理を行わないことにより、県の補助金を超えて事業運営のための支出がなされていることを明らかにするべきである。

5. 中小企業設備近代化資金貸付制度の貸付事務の一部委託について

県は公社に、県が実施する中小企業設備近代化資金貸付制度の貸付事務の一部を委託している。委託事務のうち、委託契約書において設備近代化資金貸付金の償還指導に関する事務と規定されている部分については、実際に従事している業務は、一部の貸付先を対象とする償還指導であることから、委託契約書には公社が行う業務の範囲を明確に規定すべきである。なお、設備近代化資金貸付金の償還指導に関する事務は、貸付者である県が貸付金の回収促進のために指導を行うべきであり、公社に委託する事務内容としてなじまないものであると考えられるが、平成12年度から、中小企業設備近代化資金貸付制度の実施主体が公社に変更されたことに伴い、この貸付事務の一部委託は実施されていない。

第4 結果報告に添えて提出する意見

1. 事業コストの把握方法について

公社の複数の事業を評価するためには、事業コストと事業成果の情報が不可欠となる。公社の決算書は、事業別に経理されており、各々の事業の実施のために費消したコスト及び事業の実施状況を明らかにしている。事業評価のための情報として、より精緻化された各々の事業コストの把握方法について提言する。

(1) 人件費に対する補助金等の査定方法について

県は、下請企業振興事業、情報センター事業等の補助事業に係る人件費に対して補助金を支給している。この人件費に対する補助金の査定基準は、補助対象事業に従事する公社の職員の給与支払額である。公社の職員は1つの補助事業に従事しているのではなく、複数の事業に従事していることも多い。公社の職員が複数事業へ従事した場合の分担率を把握して、職員の給与支払額を各事業の従事分担状況に基づき配分し、各補助事業の人件費として査定することが望ましい。このように、補助事業の従事職員数を定量化することにより、補助事

業の人件費の査定を精緻化することができる。

(2) 事務所使用料の免除及び業務に従事する県職員の給与支給について

県は、公社にその事務所として平成12年1月27日から秋田県庁第2庁舎1階、2階の一部を使用させている。この使用料については、行政財産の使用許可に係る使用料の減免等の取扱いについて(平成8年3月25日、出納局長通知)を適用して免除している。また、県の職員が公社の業務に従事しており、この職員(派遣職員)の給与は、地方公務員法第27条第2項、職員の休職の事由に関する条例第2条第1号及び休職者の給与(昭和54年3月22日人事委員会規則)に基づいて、県が支給している。

事務所使用料の免除及び業務に従事する県職員の給与支給による公的支援額(県の負担額)は、公社の決算書には記載されていない。これは、公的支援額(県の負担額)の記載が、法令等により定められていないためである。しかし、第三セクターに関する指針(平成11年5月20日 自治省)の趣旨に沿って、事業コストを明らかにすることにより事業運営の判断の資料を提供するため、決算書に注記するなどの方法により公的支援額を明らかにすることが望ましい。また、この公的支援額を各事業に配分した額も明らかにすることが望まれる。例えば、事務所使用料は公社における各事業の利用面積比により、県職員の給与は職員の従事分担状況により配分されることとなろう。

なお、事務所使用料及び県職員の給与の金額(試算額一県からの支援額のみ)は以下のとおりである。

支援項目	平成11年度	平成12年度(参考)
事務所使用料 *1	1,143千円	6,860千円
県職員の給与	(1名) *2	(5名) 33,402千円

*1 秋田県庁第2庁舎の創業支援室使用料(50平方メートル月50,000円)により試算した。また、平成11年度は2ヶ月使用として試算した。

*2 平成11年度は1名のため金額を記載していない

2. 債務者別債権残高の把握について

現在、公社では債権管理を個々の契約単位で行っており、複数の契約を結んでいる債務者について、債務者別債権残高を直ちに把握することができない。しかし、複数契約を結んでいる債務者からの債務返済が1つの契約について滞った場合には、他の契約にかかわる債務返済も滞るといえる。債権管理では債務者別に名寄せを行い、常に債務者別債権残高を把握していることが必要である。

3. 創造的中小企業創出支援事業の事業効率について

創造的中小企業創出支援事業の投資・債務保証事業は、成長性のあるベンチャー企業の育成のための資金供給システムとして、県の重要な事業として位置付けられている。県は公社に基金造成原資として12億円及び投資原資として3億円融資しており(このうち10億円は中小企業総合事業団から県への融資であり実質的には5億円の融資である)、また、基金造成資金

の運用益等を投資・債務保証において回収不能等が生じた場合の充当原資として繰越している。しかし、毎年4件の実施を計画しているが2年間投資実績がなく、低金利のため基金の利息も少なく充当原資もあまり増えていないことから、融資した資金が効率的に利用されているとはいえない。県内のベンチャー企業の現況を再調査して、必要な資金額を把握し、効率的に資金を利用する事業運営手法を検討する必要がある。

〈参考資料〉

要約貸借対照表(事業別)

(単位:百万円)

科目	合計		設備貸与事業		機械類貸与事業		下請企業振興事業		中小商業活性化事業		中心市街地商業活性化推進事業		製造的中小企業創出支援事業		ビジネスサポートセンター運営事業		情報センター事業		情報化推進促進事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11	H10	H11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資産の部																					I. 流動資産																					普通預金	319	338	183	193					77	68	1	1			27	36	1	1	16	17	2	3	定期預金	3,718	2,872	0	0	18	20	0	0	2,500	1,600	0	0	1,200	1,202	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備	3,971	3,987	976	927	2,995	3,060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	未収割賦償還金	220	236	86	71	133	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	未収割賦損料	7	6	1	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	貸倒引当金	-121	-114	-46	-36	-75	-77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	765	252	535	139	229	108	1	1	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	流動資産計	8,878	7,578	1,735	1,294	3,317	3,300	77	70	2,501	1,601	0	0	1,229	1,239	1	2	17	17	2	2	0	3	II. 固定資産																							1. 有形固定資産																							リース設備	713	905	713	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	3	6	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3. 投資等	35	35	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基本財産等有価証券	475	675	175	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	投資有価証券	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	投資預託金	82	78	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	敷金(施設保証金)	26	23	14	14	8	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	1,513	1,982	940	1,057	12	81	2	2	2	2	0	0	180	183	78	78	1	1	1	1	300	300	固定資産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304	負債の部																							I. 流動負債																							短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304
I. 流動資産																					普通預金	319	338	183	193					77	68	1	1			27	36	1	1	16	17	2	3	定期預金	3,718	2,872	0	0	18	20	0	0	2,500	1,600	0	0	1,200	1,202	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備	3,971	3,987	976	927	2,995	3,060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	未収割賦償還金	220	236	86	71	133	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	未収割賦損料	7	6	1	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	貸倒引当金	-121	-114	-46	-36	-75	-77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	765	252	535	139	229	108	1	1	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	流動資産計	8,878	7,578	1,735	1,294	3,317	3,300	77	70	2,501	1,601	0	0	1,229	1,239	1	2	17	17	2	2	0	3	II. 固定資産																							1. 有形固定資産																							リース設備	713	905	713	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	3	6	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3. 投資等	35	35	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基本財産等有価証券	475	675	175	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	投資有価証券	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	投資預託金	82	78	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	敷金(施設保証金)	26	23	14	14	8	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	1,513	1,982	940	1,057	12	81	2	2	2	2	0	0	180	183	78	78	1	1	1	1	300	300	固定資産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304	負債の部																							I. 流動負債																							短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																					
普通預金	319	338	183	193					77	68	1	1			27	36	1	1	16	17	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
定期預金	3,718	2,872	0	0	18	20	0	0	2,500	1,600	0	0	1,200	1,202	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
割賦設備	3,971	3,987	976	927	2,995	3,060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
未収割賦償還金	220	236	86	71	133	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
未収割賦損料	7	6	1	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
貸倒引当金	-121	-114	-46	-36	-75	-77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	765	252	535	139	229	108	1	1	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
流動資産計	8,878	7,578	1,735	1,294	3,317	3,300	77	70	2,501	1,601	0	0	1,229	1,239	1	2	17	17	2	2	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
II. 固定資産																							1. 有形固定資産																							リース設備	713	905	713	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	3	6	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3. 投資等	35	35	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基本財産等有価証券	475	675	175	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	投資有価証券	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	投資預託金	82	78	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	敷金(施設保証金)	26	23	14	14	8	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	1,513	1,982	940	1,057	12	81	2	2	2	2	0	0	180	183	78	78	1	1	1	1	300	300	固定資産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304	負債の部																							I. 流動負債																							短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																		
1. 有形固定資産																							リース設備	713	905	713	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	3	6	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3. 投資等	35	35	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基本財産等有価証券	475	675	175	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	投資有価証券	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	投資預託金	82	78	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	敷金(施設保証金)	26	23	14	14	8	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	1,513	1,982	940	1,057	12	81	2	2	2	2	0	0	180	183	78	78	1	1	1	1	300	300	固定資産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304	負債の部																							I. 流動負債																							短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																									
リース設備	713	905	713	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	3	6	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3. 投資等	35	35	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
基本財産等有価証券	475	675	175	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
投資有価証券	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
投資預託金	82	78	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
敷金(施設保証金)	26	23	14	14	8	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	1,513	1,982	940	1,057	12	81	2	2	2	2	0	0	180	183	78	78	1	1	1	1	300	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
固定資産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
負債の部																							I. 流動負債																							短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
I. 流動負債																							短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0	II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
短期借入金	2,100	2,500	0	0	2,100	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
消費税預り金	170	159	53	50	117	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	804	318	269	118	529	191	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
流動負債合計	3,074	2,977	322	168	2,746	2,800	0	0	0	0	0	0	5	4	1	2	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
II. 固定負債																							借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0	公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0	正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
借入金	4,952	4,236	993	923	0	0	0	0	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
公庫借入金	929	855	929	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
割賦設備保証金	594	584	188	173	406	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
退職給付引当金	177	175	49	51	36	40	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	11	12	6	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
固定負債合計	6,663	5,863	2,164	2,010	445	453	79	71	2,500	1,600	0	0	1,380	1,385	78	78	16	16	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
正味財産																							基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2	正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303	負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
基本財産	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
運用財産	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
基金・準備金	590	566	153	138	137	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
次期繰越金	29	40	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
正味財産合計	655	641	188	173	137	128	0	0	1	1	0	0	24	34	0	0	1	1	0	0	302	303																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
負債・正味財産合計	10,391	9,480	2,675	2,351	3,329	3,381	79	71	2,501	1,601	0	0	1,409	1,422	79	80	18	18	302	302	304	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											